

第5章 環境の保全についての配慮事項

計画地は、所沢市の西端部に位置し、入間市に接する地域である。

本事業に係る概況調査範囲は、計画地境界から周辺 3km を含む、概ね 10km 四方の範囲とする。

なお、統計情報については原則として計画地が位置する所沢市を対象として整理する。

5.1 社会的状況

5.1.1 人口・産業

1) 人口

所沢市の人口の推移を表 5.1-1、図 5.1-1 及び図 5.1-2 に示す。

人口総数は横ばい。一方で世帯数は増加、世帯人員は減少傾向にある。

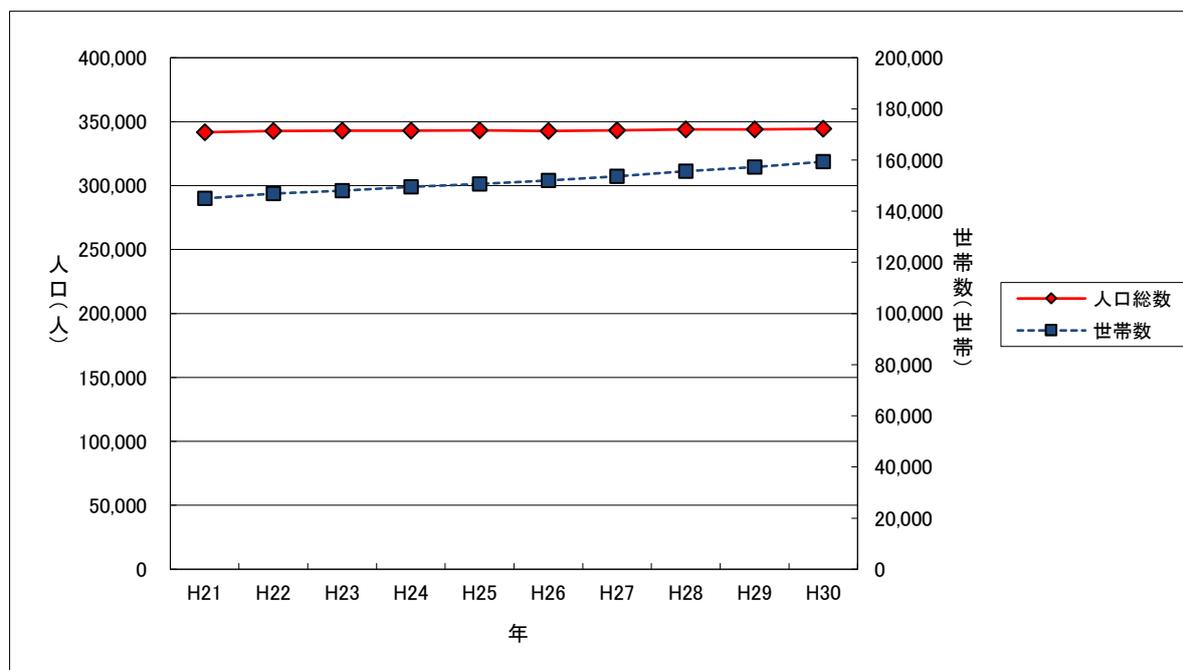
表 5.1-1 所沢市の人口の推移

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
世帯数	144,975	146,866	148,052	149,453	150,684	151,995	153,602	155,692	157,254	159,353
人口総数	341,747	342,687	342,938	343,041	343,234	342,814	343,293	344,017	344,002	344,388
人口密度	4,747	4,760	4,764	4,765	4,768	4,762	4,769	4,779	4,778	4,784
世帯人員	2.36	2.33	2.32	2.30	2.28	2.26	2.23	2.21	2.19	2.16

注) 各年の 12 月の数値。

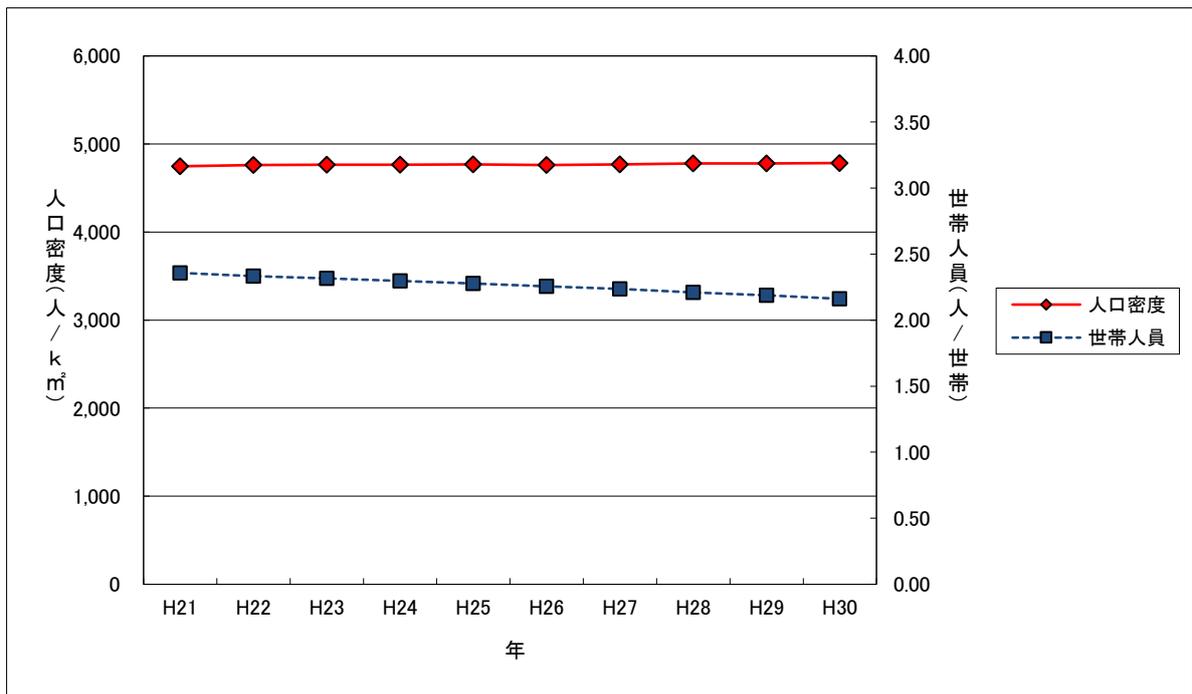
出典：所沢市 HP 「年次別人口統計」

(www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/data/jinkou/jinkoutoukei/nenjibetu.files/nenjibetu29.pdf)



出典：所沢市 HP 「(データで見る所沢平成 30 年版)」(<http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/1/toukeiniiza.html>)

図 5.1-1 所沢市の人口総数・世帯数の推移



出典：所沢市 HP「(データで見る所沢平成30年版)」(<http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/1/toukeiniiza.html>)

図 5.1-2 所沢市の人口密度・世帯人員の推移

2) 産業

(1) 事業所

所沢市の事業所の推移を表 5.1-2、図 5.1-3 及び図 5.1-4 に示す。

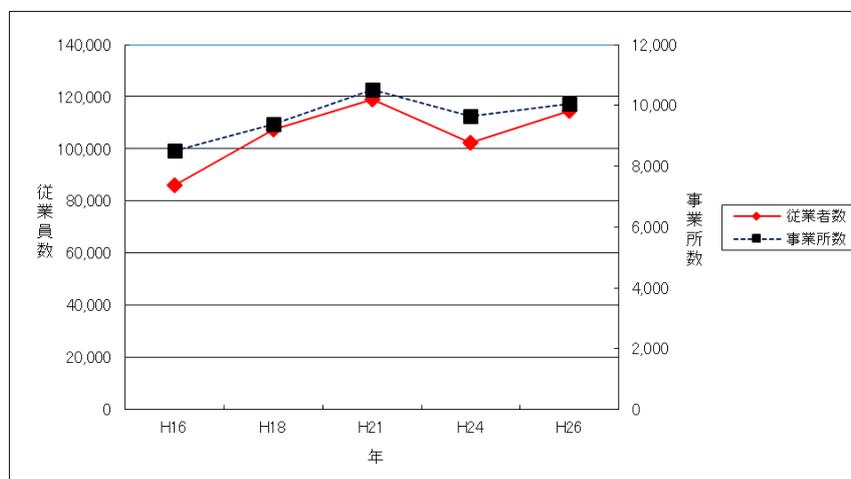
平成 16 年度から平成 21 年度までは事業所数・従業者数ともに増加傾向であったが、平成 24 年度にかけて減少し、平成 26 年度に再度増加している。一事業所当たりの従業者数に大きな変化は無い。

表 5.1-2 所沢市の事業所数・従業者数の推移

項目	H16	H18	H21	H24	H26
事業所数	8,516	9,380	10,525	9,636	10,045
従業者数	86,204	107,464	118,798	102,316	114,497
一事業所当たりの従業者数	10.1	11.5	11.3	10.6	11.4

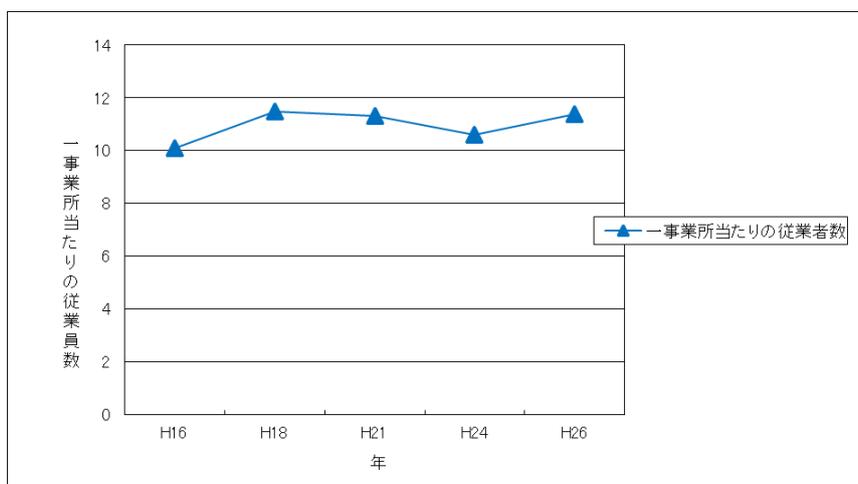
注) 農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。
また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

出典：埼玉県 HP「平成 29 年 埼玉県統計年鑑」(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310/a2017.html>)



出典：埼玉県 HP「平成 29 年 埼玉県統計年鑑」
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310/a310a2017.html>)

図 5.1-3 所沢市の事業所数・従業者数の推移



出典：埼玉県 HP「平成 29 年 埼玉県統計年鑑」
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310/a310a2017.html>)

図 5.1-4 所沢市の一事業所当たりの従業者数の推移

(2) 就業者

平成 26 年の所沢市産業別就業者比率を図 5.1-5 に示す。
卸売業・小売業が最も多く 19%を占めている。

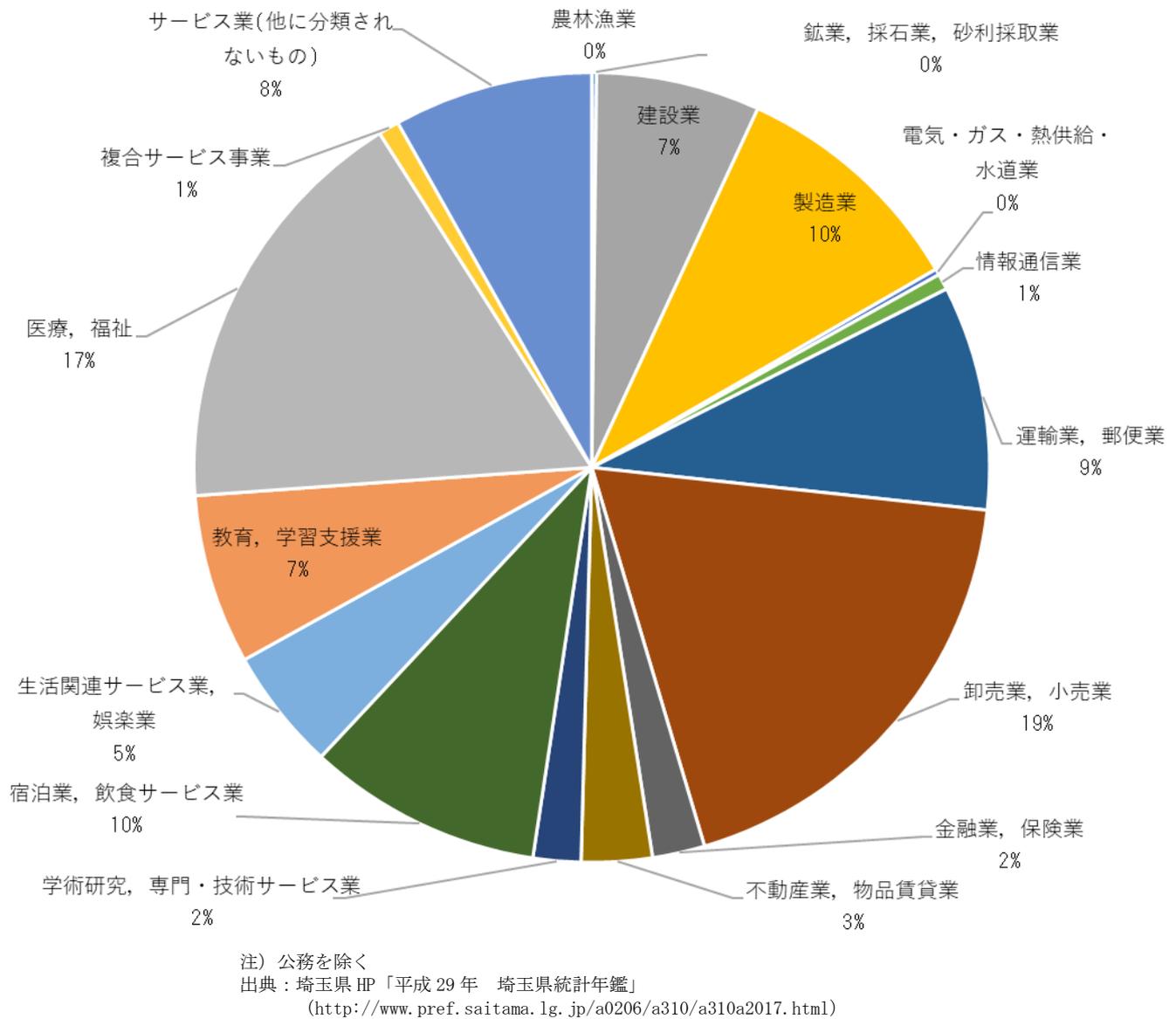
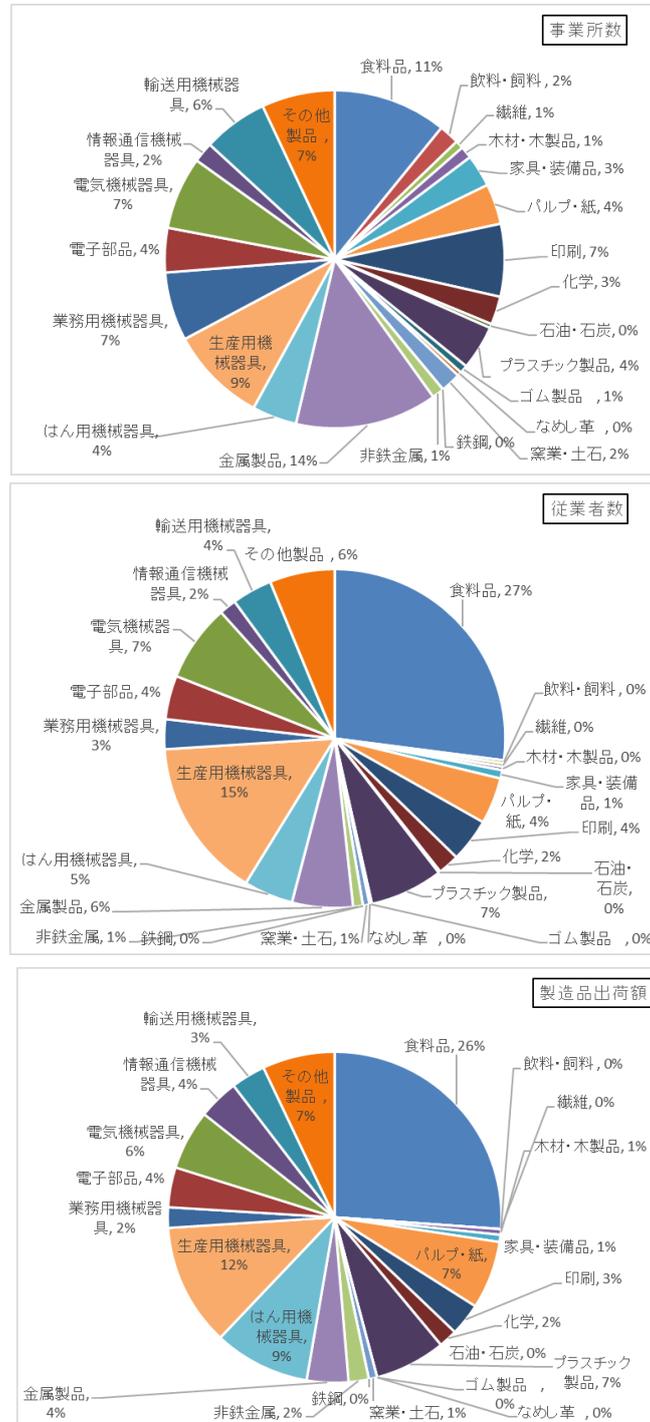


図 5.1-5 産業別就業者比率

(3) 産業分類

ア. 工業

「所沢市平成 28 年版統計書」によると、平成 28 年 12 月 31 日時点の所沢市における工業は、事業所数 259 事業所、従業者数 8,427 人、製造品出荷額 16,283,723 万円となっている。産業中分類別の比率は図 5.1-6 に示すとおりであり、事業所数、従業者数、製造品出荷額において食料品が多い。



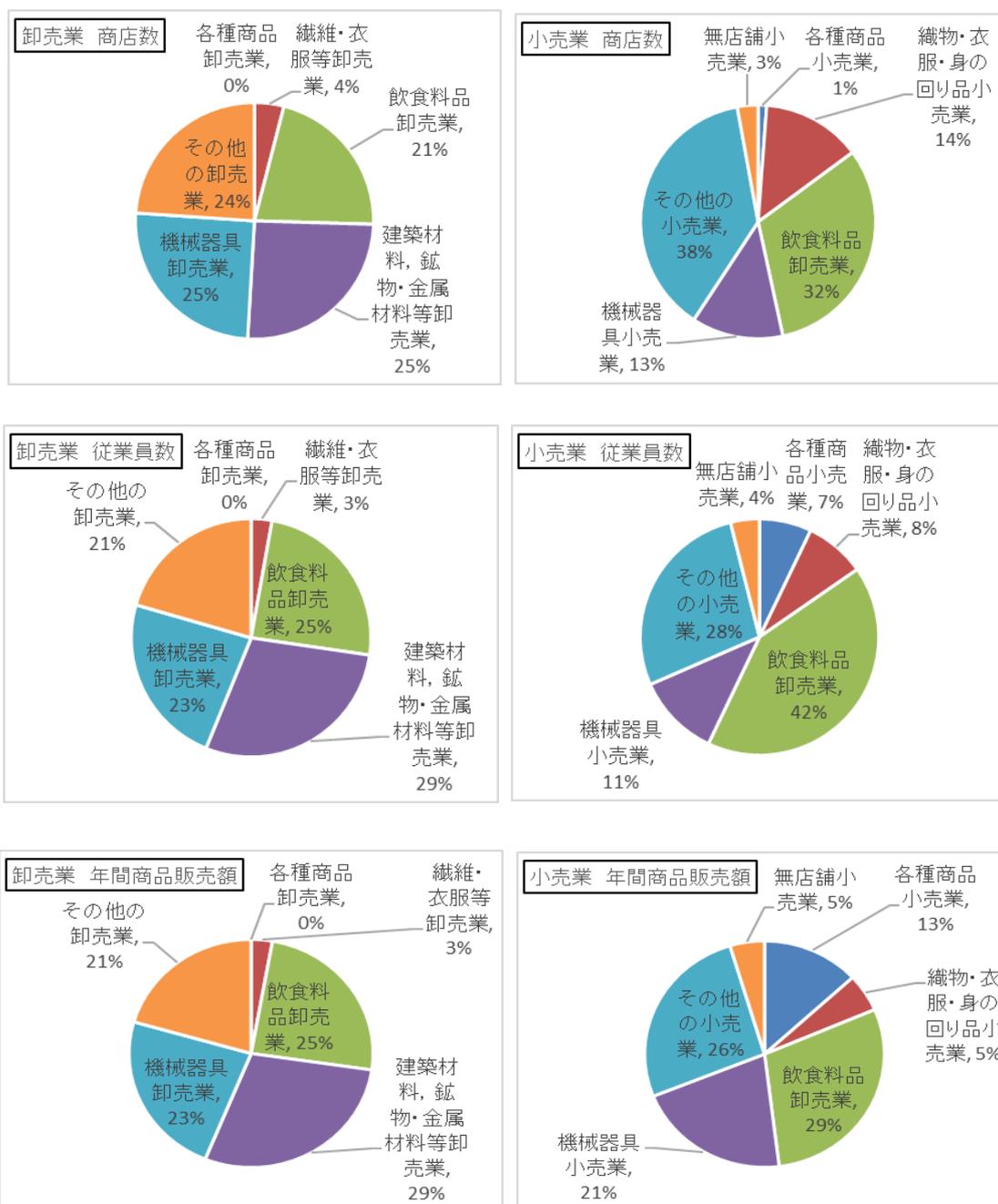
出典：所沢市 HP「所沢市平成 28 年版統計書」
www.city.tokorozawa.saitama.jp/other/H28toukeisho/index.htm

図 5.1-6 所沢市の産業中分類別比率（事業所数・従業者数・製造品出荷額）

イ. 商業

「平成 29 年埼玉県統計年鑑」によると、平成 26 年 7 月 1 日現在の所沢市における商業は、商店数 1,699 店（卸売業 326 店・小売業 1,373 店）、従業者数 15,805 人（卸売業 2,636 人・小売業 13,169 人）、年間商品販売額 46,280,300 万円（卸売業 19,382,200 万円・小売業 26,898,000 万円）となっている。

卸売業・小売業別に商店数、従業員数、年間商品別販売額の割合を図 5.1-7 に示す。これによると、商店数（店舗数）、従業者数、年間商品販売額ともに卸売業は建築材料、鉱物・金属材料等卸売業と機械器具卸売業の合計が、小売業では飲食料品小売業と機械器具小売業の合計が過半数を占めている。



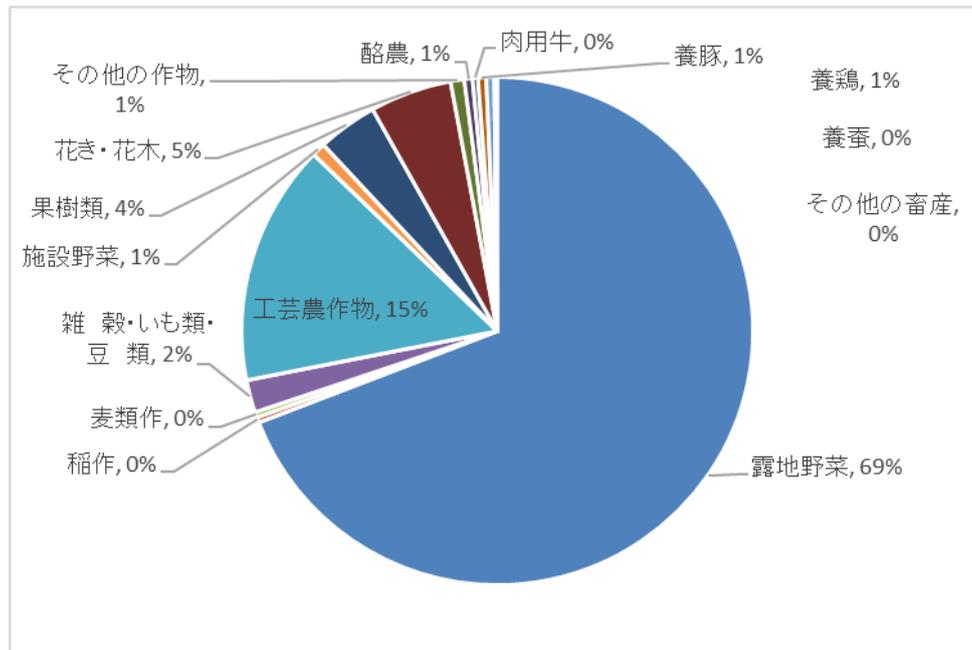
出典：埼玉県 HP「平成 29 年埼玉県統計年鑑」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310/a310a2018.html>)

図 5.1-7 所沢市の産業中分類別比率（事業所数・従業者数・製造品出荷額）

ウ. 農林業

「2015年世界農林業センサス 統計表(市区町村別)」によると、平成27年2月1日現在の所沢市における農業経営体のうち販売のあった経営体数は717経営体となっている。

農業の経営組織別経営体数(単一経営;主位部門が80%以上の経営体)を図5.1-8に示す。これによると露地野菜が大半を占め、69%となっている。



出典：埼玉県HP「2015年農林業センサス 統計表(市区町村別)」
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a060/2015-0331.html>)

図5.1-8 所沢市の農業経営組織別経営体数(単一経営)

5. 1. 2 土地利用の状況

1) 地目別面積

所沢市の地目別面積を表 5. 1-3 に示す。

これによると、所沢市は宅地が約 35%、畑が約 24%となっている。

表 5. 1-3 所沢市の地目別面積（平成 28 年）

地目	所沢市面積総計	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
地積 (ha)	7, 211. 0	4. 2	1, 741. 0	2, 502. 1	466. 7	0. 5	710. 9	1785. 6
構成比 (%)	100. 0	0. 1	24. 1	34. 7	6. 5	0. 0	9. 9	24. 8

出典：所沢市 HP「所沢市平成 28 年版統計書」(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/other/H28toukeisho/index.html#8>)

2) 都市計画区域

調査地域の都市計画区域面積を表 5. 1-4 に示す。また、計画地及びその周辺の都市計画図（用途地域）を図 5. 1-9 に示す。

計画地内及び計画地に接する地域は市街化調整区域となっている。

表 5. 1-4 市街化区域及び市街化調整区域の区分一覧

	区域面積 (ha)	市街化区域面積		市街化調整区域面積	
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
所沢市	7, 199	2, 782	38. 6	4, 417	61. 4
狭山市	4, 904	1, 442	29. 4	3, 462	70. 6
入間市	4, 474	1, 568	35. 0	2, 906	65. 0
東京都瑞穂町	1, 683	747	44. 4	936	55. 6

注) 所沢市・狭山市・入間市：平成 30 年 4 月現在、東京都瑞穂町：平成 29 年 3 月現在の状況

出典：埼玉県 HP「市街化区域・市街化調整区域」

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/sigaika-chousei/index.html#lnk4>)

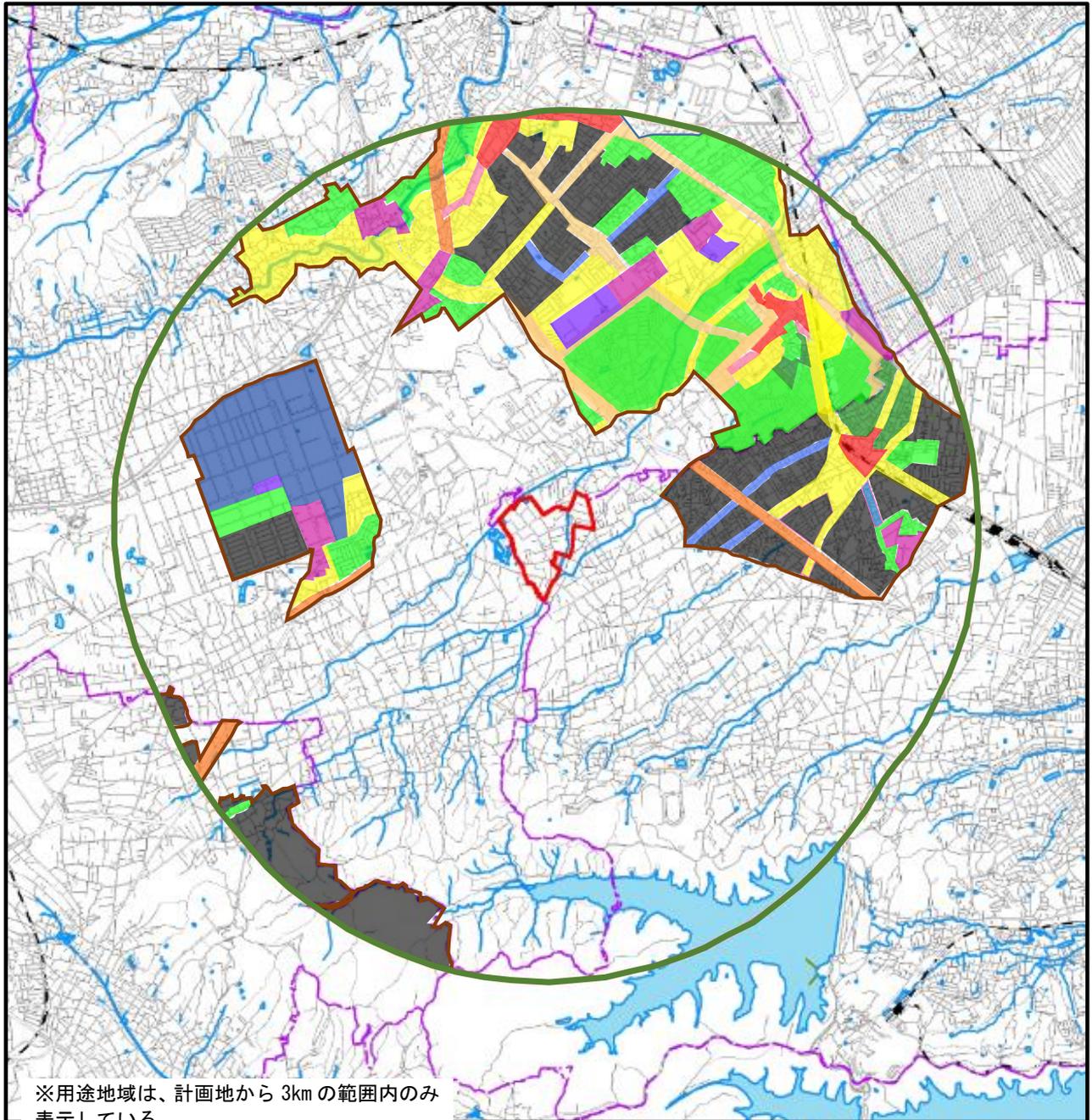
東京都瑞穂町 HP「市街化区域および市街化調整区域」

(www.town.mizuho.tokyo.jp/kankyo/001/002/p000728.html)

3) 将来構想

「所沢市街づくり基本方針」（平成 26 年 3 月）による三ヶ島地域の街づくり方針図を図 5. 1-10 に示す。

地域全体について、みどり豊かな農地の保全と住宅地の再整備により、のどかでゆとりのある、子どもから高齢者、障害者などすべての人にやさしい街づくりを目指している。なお、所沢三ヶ島工業団地の拡張については、交通の利便性を活かし、地域の活性化を図るため、周辺地区を含めた適正な土地利用を進めることとしている。



※用途地域は、計画地から 3km の範囲内のみ表示している。

凡例

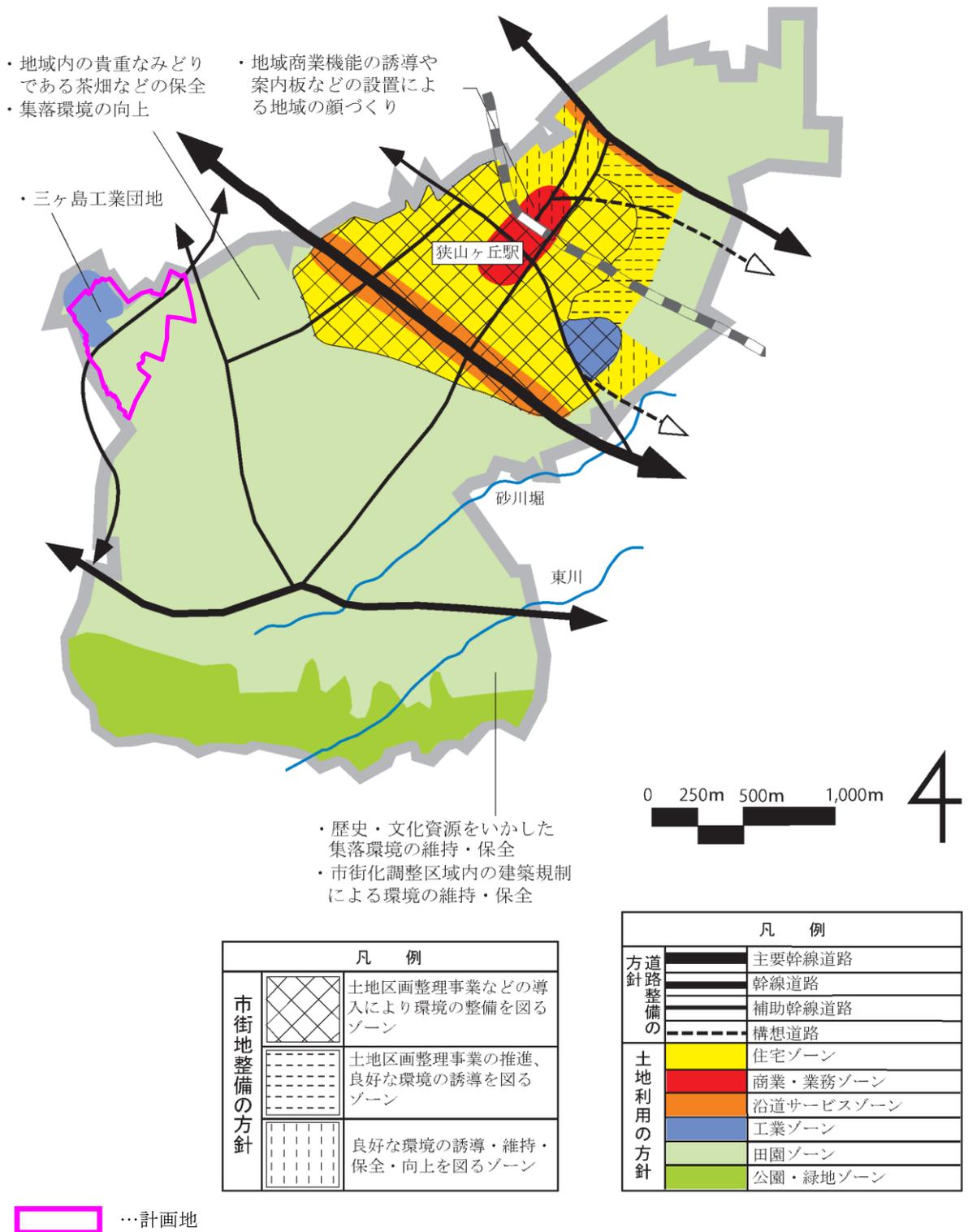
- | | | | |
|--|--|---|---|
|  計画地 |  第 1 種低層住居専用地域 |  第 1 種住居地域 |  近隣商業地域 |
|  計画地から 3 km |  第 2 種低層住居専用地域 |  第 2 種住居地域 |  商業地域 |
| |  第 1 種中高層住居専用地域 |  準住居地域 |  準工業地域 |
| |  第 2 種中高層住居専用地域 | |  工業地域 |
| | | |  工業専用地域 |
| | | |  市街化区域・市街化調整区域境界 |

出典 「所沢市都市計画図」(所沢市)
「入間市都市計画図」(入間市)
「狭山市都市計画図」(狭山市)
「瑞穂町都市計画図」(瑞穂町)



図 5.1-9 都市計画図

■三ヶ島地域／街づくり方針図



出典：所沢市 HP「所沢市街づくり基本方針（平成 26 年 3 月）」

(http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/toshikeikaku/tosikeikakumasterplan/toskei_20140401100826604.html)

図 5.1-10 三ヶ島地域街づくり方針図

5. 1. 3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

1) 利水

計画地の北側を流れる不老川は一級河川荒川水系新河岸川の中流部に位置する支川であり、流域面積約 56.6km²、瑞穂町を源流として川越市の新河岸川に合流する全長約 18.5km の河川で、瑞穂町分の約 1.5km が普通河川、入間市から所沢市、狭山市、川越市までの約 17km が一級河川である。

一般に水利用は、上水、工業用水、農業用水として利用されるが、不老川流域では、取水は行われていない。

出典：(第三次不老川生活排水対策推進計画)

2) 上水道

調査地域周辺市町の上水道給水状況を表 5. 1-5、6 に示す。

表 5. 1-5 埼玉県の上水道給水量 (平成 27 年度実績)

	現在給水人口 (人)	実績年間給水量 (千 m ³)	年間有収水量 (千 m ³)	実績一日最大給水量 (m ³ /日)
所沢市	335,905	36,433	35,391	109,860
入間市	148,152	16,592	15,732	48,470
狭山市	151,999	17,306	16,380	52,467

出典：埼玉県 HP「平成 29 年度統計年鑑」

(http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310/a2017_09_enerugi.html)

表 5. 1-6 東京都の上水道給水量 (平成 28 年度実績)

	現在給水人口 (人)	実績年間給水量 (千 m ³)	年間有収水量 (千 m ³)	実績一日最大給水量 (m ³ /日)
東京都 (水道局) ※	13,322,725	1,526,693	1,465,759	4,511,000

※都内の上水道は、平成 29 年 3 月 31 日現在、都営 1 事業 (東京都)、市営 3 事業 (武蔵野市、昭島市、羽村市)、町営 2 事業 (大島町 (北部)、八丈町 (坂下地区)) の 6 事業であり、瑞穂町は、都営事業に該当する。

出典：東京都福祉保健局 HP「平成 29 年版東京都の水道」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/suido/water/index.files/H29tokyotonosuido3.pdf>

3) 漁業権

調査地域における公共用水域には、表 5.1-7 に示すとおり、上流から草刈橋（狭山市堀兼）までを入間漁業協同組合が、草刈橋から下流を埼玉南部漁業協同組合が漁業権を有している。

表 5.1-7 (1) 調査地域における漁業権の設定状況

免許番号	漁業権魚種	漁場の位置（市町村）	漁業権者（漁業協同組合）	免許期間
共第2号	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず	新座市、所沢市、三芳町、富士見市、志木市、朝霞市	・埼玉南部漁業協同組合 ・武蔵漁業協同組合 ◎入間漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日

注) ◎は共有申請における代表漁業協同組合

出典：埼玉県 HP「埼玉県内の漁業権免許状況」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0904/909-20091209-127.html>)

表 5.1-7 (2) 調査地域の漁場

No.	漁場の区域（河川等名称）	漁場の位置（市区町村）	管轄漁協
1	柳瀬川	新座市・所沢市・三芳町・志木市・富士見市	埼玉南部
2	東川	所沢市	埼玉南部
3	不老川〔上流から草刈橋（狭山市堀兼）まで〕	入間市・狭山市	入間
4	入間川〔上流から東武東上線鉄橋（川越市小ヶ谷）まで〕	飯能市・入間市・狭山市・川越市	入間

出典：埼玉県 HP「埼玉県共第2号第五種共同漁業権漁場」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0904/909-20091209-115.html>)

5. 1. 4 交通の状況

1) 道路交通

計画地周辺には、一般国道として国道 468 号（圏央道）・国道 299 号・国道 16 号・国道 463 号、主要地方道として青梅入間線（県道 63 号）、川越入間線（県道 8 号）、一般県道として狭山下宮寺線（県道 219 号）・所沢青梅線（県道 179 号）・狭山ヶ丘停車場線（県道 223 号）・武蔵藤沢停車場線（県道 224 号）等の幹線道路がある。

表 5. 1-8 にはこれらの幹線道路における「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」による交通量を示す。これによると、調査地域周辺では、一般国道 16 号で約 27, 500～38, 700 台／日、一般国道 463 号で約 36, 700～38, 300 台／日、主要地方道川越入間線で約 10, 000 台／日となっている。

表 5. 1-8 事業区域周辺の主な道路における交通量

路線名	調査 単位 区間 番号	交通量観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類交通量			24 時間 自動車類交通量		
			上下合計			上下合計		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
一般国道 463 号（圏央道）	24010	東京都境～入間 IC	23, 192	12, 188	35, 380	30, 369	20, 759	51, 128
一般国道 299 号	19070	狭山市笹井（大字）3307	24, 723	4, 253	28, 976	34, 450	7, 275	41, 725
一般国道 463 号	23100	入間市上藤沢 596 付近	24, 802	2, 310	27, 112	34, 650	3, 680	38, 330
一般国道 463 号	23090	所沢市林 3 丁目 549 番地 7 先	23, 183	2, 317	25, 500	31, 789	4, 931	36, 720
一般国道 16 号	11030	入間市河原町 6-12	13, 660	4, 701	18, 361	19, 637	7, 905	27, 542
一般国道 16 号	11020	入間市高倉 5 丁目地先	15, 216	5, 299	20, 515	21, 431	9, 217	30, 648
一般国道 16 号	11010	入間市宮寺 2701-1	17, 044	9, 043	26, 087	24, 057	14, 605	38, 662
一般国道 463 号	23030	入間市豊岡 3-8-9 付近	8, 394	491	8, 885	10, 802	926	11, 728
一般国道 463 号	23020	所沢市東狭山ヶ丘 1 丁目 77 番地 6 先	12, 698	965	13, 663	16, 681	1, 764	18, 445
青梅入間線	42100	入間市小谷田 4-7 付近	8, 279	859	9, 138	10, 684	1, 287	11, 971
川越入間線	40320	狭山市水野 1302-8	6, 044	1, 563	7, 607	8, 048	1, 917	9, 965
所沢武蔵村山立川線	41895	所沢市上山口 2190 番地先	4, 926	674	5, 600	7, 008	976	7, 984
所沢武蔵村山立川線	41890	所沢市勝楽寺	4, 189	1, 441	5, 630	5, 911	1, 992	7, 903
所沢青梅線	61235	入間市宮寺 1943-6	5, 623	1, 670	7, 293	8, 090	2, 193	10, 283
所沢青梅線	61230	所沢市椈谷 1746 番地先	8, 920	1, 781	10, 701	12, 496	2, 661	15, 157
富岡入間線	61400	入間市仏子 1589	8, 796	589	9, 385	11, 343	1, 045	12, 388
狭山ヶ丘停車場線	61760	所沢市西狭山ヶ丘 1-2421	7, 142	1, 060	8, 202	9, 306	1, 439	10, 745
狭山下宮寺線	61730	（推計値） ^{注)}	1, 364	226	1, 590	1, 652	272	1, 924
武蔵藤沢停車場線	61770	（推計値） ^{注)}	3, 924	224	4, 148	4, 878	390	5, 268
入曽停車場線	61780	（推計値） ^{注)}	6, 017	277	6, 294	7, 574	545	8, 119

注) 調査単位区間番号 61730、61770、61780 は、推計値であり、観測を行っていないため、交通量観測地点地名は無い。

注) 交通量観測地点位置は、図 5. 1-11 に示す。

出典：国土交通省 HP「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」

(<http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html>)

2) バス路線

所沢市、入間市における計画地周辺の駅発着のバス路線及び乗客の推移は表 5.1-9 に示すとおりである。バス路線は図 5.1-11 に示す。

表 5.1-9 所沢市及び入間市の計画地周辺のバス路線別乗客の推移

【ところバス（所沢市）】

路線名	運行系統		1日当たりの乗客 (人)	
	起点	～ 終点	27年度	28年度
西路線新所沢・三ヶ島コース	航空公園駅	～ 狭山ヶ丘駅西口	232	221

【西武バス（所沢市）】

路線名	運行系統		1日当たりの乗客 (人)	
	起点	～ 終点	27年度	28年度
小手 02. 03. 06. 09 ほか	小手指駅南口	～ 早稲田大学	1,976	2,254
	小手指駅南口	～ 箱根ヶ崎駅		
	小手指駅南口	～ 宮寺西		
	小手指駅南口	～ 金子駅入口		
	東久留米駅東口	～ 西埼玉中央病院		
	東久留米駅東口	～ 内手		

【西武バス（入間市）】

路線名	運行系統		1日当たりの乗客 (人)	
	起点	～ 終点	27年度	28年度
藤 10、入市 40. 40 直通	武蔵藤沢駅	～ 宮ノ台	44	43
	武蔵藤沢駅	～ 三井アウトレットパーク前		
入市 41. 42. 43. 51. 52. 53	入間市駅	～ 入間市博物館	3,854	4,639
	入間市駅	～ 二本木地藏前		
	入間市駅	～ 大妻女子大学		
	入間市駅	～ 三井アウトレットパーク		

出典：所沢市 HP 「所沢市統計書（平成 28, 29 年度）」

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/data/tokei/index.html>)

入間市 HP 「入間市統計書（平成 27、29 年度版）」

(http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/toukei/toukei_syo/index.htm)

西武バス HP 所沢営業所バス路線案内 (www.seibubus.co.jp/ei_rosenzu/11.pdf)

西武バス HP 飯能営業所バス路線案内 (www.seibubus.co.jp/ei_rosenzu/16.pdf)

3) 鉄道

計画地の最寄りの鉄道駅としては西武池袋線の狭山ヶ丘駅、武蔵藤沢駅、小手指駅、入間市駅、仏子駅、JR 八高線の金子駅、箱根ヶ崎駅がある。同駅利用者の推移は表 5. 1-10 に示すとおりである。

表 5. 1-10 西武池袋線及び JR 八高線の利用者数の推移

【西武池袋線】

駅		24 年度 (人)	25 年度 (人)	26 年度 (人)	27 年度 (人)	28 年度 (人)
狭山ヶ丘駅	総数	4,776,479	4,815,693	4,704,481	4,746,757	4,692,525
	一日平均	13,806	13,194	12,889	13,005	12,856
武蔵藤沢駅	総数	4,188,461	4,324,684	4,313,832	4,435,257	4,469,212
	一日平均	11,475	11,848	11,819	12,151	12,244
小手指駅	総数	8,610,349	8,792,235	8,732,834	8,878,579	8,948,906
	一日平均	23,590	24,088	23,926	24,325	24,518
入間市駅	総数	6,427,925	6,540,916	6,381,186	6,267,916	6,270,629
	一日平均	17,611	17,920	17,483	17,172	17,180
仏子駅	総数	2,298,438	2,236,025	2,231,840	2,432,063	2,350,699
	一日平均	6,297	6,216	6,115	6,663	6,440

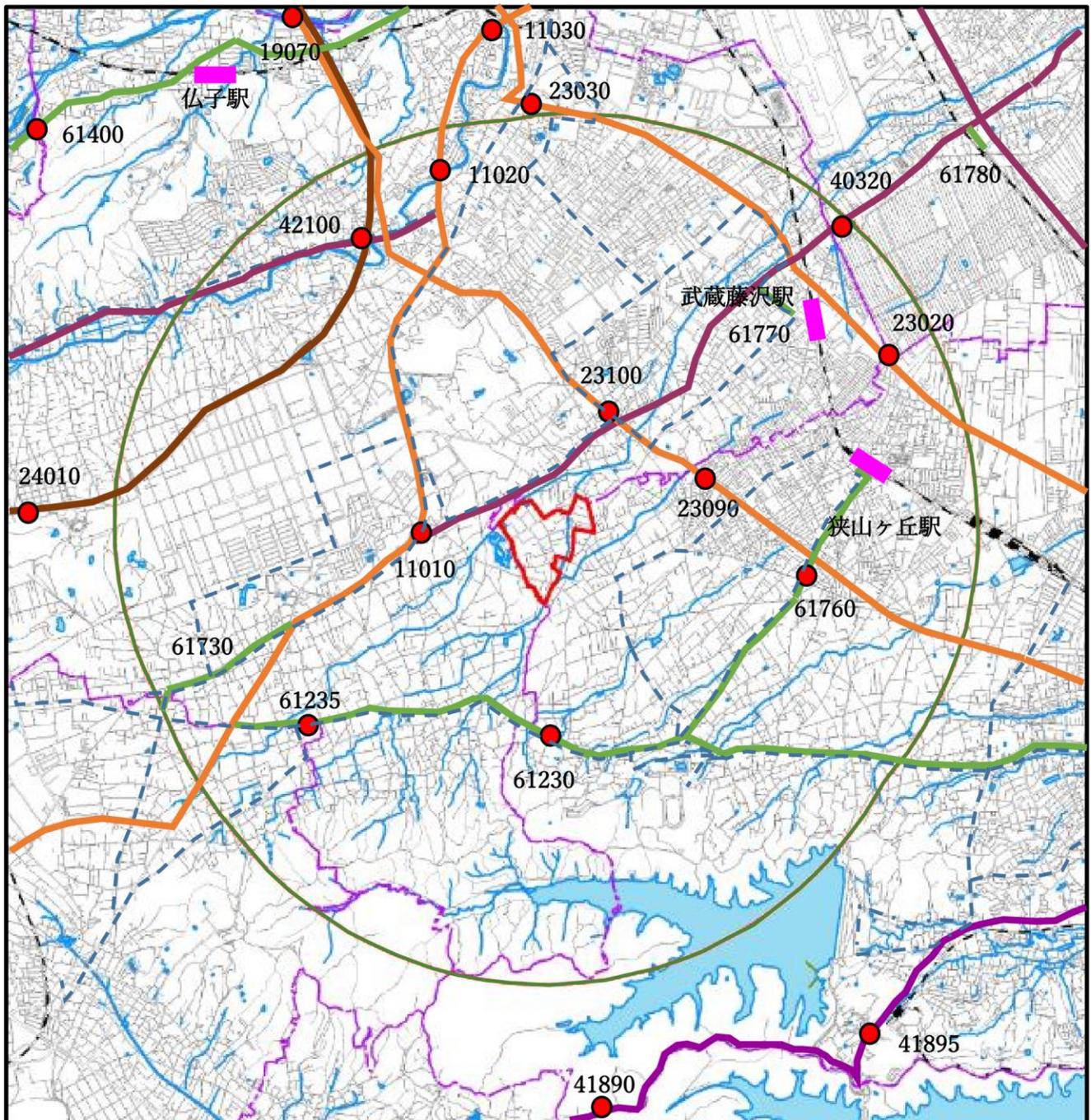
注)降車人数は調査されていない。

【JR 八高線】

駅		24 年度 (人)	25 年度 (人)	26 年度 (人)	27 年度 (人)	28 年度 (人)
金子駅	総数	770,490	765,478	743,658	752,328	738,465
	一日平均	2,111	2,097	2,037	2,061	2,023
箱根ヶ崎駅	総数	1,557,000	1,600,000	1,596,000	1,618,000	1,604,000
	一日平均	4,266	4,384	4,373	4,433	4,395

出典：埼玉県 HP「平成 29 年埼玉県統計年鑑」(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310/a2017.html>)

東京都の統計(<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tnenkan/2016/tn16q3i004.htm>)



凡例



計画地



計画地から 3 km



駅



調査地点 (調査単位区間番号)



一般国道 468 号 (圏央道)



一般国道



主要地方道



一般県道



バス路線

出典：「国土交通省 HP 「平成 27 年度道路交通センサス」

「西武バス HP 所沢営業所バス路線案内」

「西武バス HP 飯能営業所バス路線案内」

1:50,000



図 5.1-11 交通網

5. 1. 5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況

調査地域の環境保全上配慮を要する施設については、表 5. 1-11 及び図 5. 1-12 に示す。計画地内に該当施設はない。また、計画地周辺には、所沢市立林小学校 (NO. 2-8)、入間市立上藤沢中学校 (NO. 3-13)、介護福祉施設の老人福祉センターやまゆり荘 (NO. 12-12)、杏樹苑 (NO. 12-13) 等がある。

表 5. 1-11(1) 環境保全上配慮を要する施設 (その 1)

NO	区分	市町村	名称	NO	区分	市町村	名称
1-1	幼稚園	所沢市	所沢第三文化幼稚園	2-24	小学校	狭山市	入間野小学校
1-2	幼稚園	所沢市	所沢第六文化幼稚園	2-25	小学校	狭山市	山王小学校
1-3	幼稚園	所沢市	三ヶ島幼稚園	2-26	小学校	瑞穂町	瑞穂第一小学校
1-4	幼稚園	所沢市	所沢ひまわり幼稚園	2-27	小学校	瑞穂町	瑞穂第五小学校
1-5	幼稚園	所沢市	こでまり幼稚園	2-28	小学校	瑞穂町	瑞穂第三小学校
1-6	幼稚園	入間市	あずま幼稚園	3-1	中学校	所沢市	小手指中学校
1-7	幼稚園	入間市	めぐみ幼稚園	3-2	中学校	所沢市	北野中学校
1-8	幼稚園	入間市	武蔵野音楽大学武蔵野幼稚園	3-3	中学校	所沢市	上山口中学校
1-9	幼稚園	入間市	わかばの森幼稚園	3-4	中学校	所沢市	三ヶ島中学校
1-10	幼稚園	入間市	若杉幼稚園	3-5	中学校	所沢市	狭山ヶ丘中学校
1-11	幼稚園	入間市	角栄幼稚園	3-6	中学校	入間市	西武中学校
1-12	幼稚園	入間市	いるま幼稚園	3-7	中学校	入間市	豊岡中学校
1-13	幼稚園	入間市	白梅幼稚園	3-8	中学校	入間市	東町中学校
1-14	幼稚園	入間市	あんず幼稚園	3-9	中学校	入間市	藤沢中学校
1-15	幼稚園	狭山市	金剛幼稚園	3-10	中学校	入間市	向原中学校
1-16	幼稚園	狭山市	しいのみ幼稚園	3-11	中学校	入間市	東金子中学校
1-17	幼稚園	瑞穂町	如意輪幼稚園	3-12	中学校	入間市	武蔵中学校
1-18	幼稚園	瑞穂町	福正寺松濤幼稚園	3-13	中学校	入間市	上藤沢中学校
1-19	幼稚園	瑞穂町	瑞穂のぞみ幼稚園	3-14	中学校	入間市	狭山ヶ丘高校附属中学校
2-1	小学校	所沢市	小手指小学校	3-15	中学校	狭山市	入間野中学校
2-2	小学校	所沢市	北野小学校	3-16	中学校	瑞穂町	瑞穂中学校
2-3	小学校	所沢市	北中小学校	4-1	高等学校	所沢市	所沢商業高校
2-4	小学校	所沢市	山口小学校	4-2	高等学校	所沢市	所沢西高校
2-5	小学校	所沢市	椿峰小学校	4-3	高等学校	所沢市	芸術総合高校
2-6	小学校	所沢市	三ヶ島小学校	4-4	高等学校	入間市	豊岡高校
2-7	小学校	所沢市	若狭小学校	4-5	高等学校	入間市	入間向陽高等学校
2-8	小学校	所沢市	林小学校	4-6	高等学校	入間市	武蔵野音楽大学付属高等学校
2-9	小学校	所沢市	宮前小学校	4-7	高等学校	入間市	日比輝学園高等学校
2-10	小学校	入間市	豊岡小学校	4-8	高等学校	入間市	狭山ヶ丘高等学校
2-11	小学校	入間市	扇小学校	4-9	高等学校	入間市	東野高等学校
2-12	小学校	入間市	東金子小学校	4-10	高等学校	狭山市	狭山経済高等学校
2-13	小学校	入間市	宮寺小学校	4-11	高等学校	瑞穂町	瑞穂農芸高等学校
2-14	小学校	入間市	藤沢小学校	5-1	大学・短期大学	所沢市	早稲田大学所沢キャンパス
2-15	小学校	入間市	藤沢南小学校	5-2	大学・短期大学	入間市	武蔵野音楽大学
2-16	小学校	入間市	狭山小学校	5-3	大学・短期大学	狭山市	東京家政大学佐山校舎
2-17	小学校	入間市	藤沢東小学校	6-1	特別支援学校	入間市	入間わかくさ 高等特別支援学校
2-18	小学校	入間市	藤沢北小学校	7-1	その他教育施	入間市	入間看護専門学校
2-19	小学校	入間市	仏子小学校	8-1	保育園・保育所	所沢市	小手指保育園
2-20	小学校	入間市	新久小学校	8-2	保育園・保育所	所沢市	三ヶ島保育園
2-21	小学校	入間市	東町小学校	8-3	保育園・保育所	所沢市	さやまが丘保育園
2-22	小学校	入間市	高倉小学校	8-4	保育園・保育所	所沢市	山口西保育園
2-23	小学校	狭山市	南小学校	8-5	保育園・保育所	所沢市	みどり保育園

表 5.1-11(2) 環境保全上配慮を要する施設（その2）

NO	区分	市町村	名称	NO	区分	市町村	名称
8-6	保育園・保育所	所沢市	なかよし保育園	9-11	公民館	入間市	二本木公民館
8-7	保育園・保育所	所沢市	優々保育園	9-12	公民館	入間市	藤の台公民館
8-8	保育園・保育所	所沢市	桑の実保育園	9-13	公民館	入間市	東金子公民館
8-9	保育園・保育所	所沢市	あかね保育園	9-14	公民館	入間市	扇町屋公民館
8-10	保育園・保育所	所沢市	第二なかよし保育園	9-15	公民館	狭山市	三商自治会館
8-11	保育園・保育所	所沢市	優々の森保育園	9-16	公民館	狭山市	水野公民館
8-12	保育園・保育所	所沢市	わかば保育園	9-17	公民館	狭山市	入曽公民館
8-13	保育園・保育所	所沢市	あかねの風保育園	10-1	社会教育施設	所沢市	所沢図書館狭山ヶ丘
8-14	保育園・保育所	所沢市	あかねの虹保育園	10-2	社会教育施設	所沢市	所沢図書館椿峰分館
8-15	保育園・保育所	所沢市	やまゆり保育園	10-3	社会教育施設	所沢市	早稲田大学所沢図書館
8-16	保育園・保育所	入間市	豊岡保育園	10-4	社会教育施設	入間市	入間市立図書館
8-17	保育園・保育所	入間市	西武中央保育所	10-5	社会教育施設	入間市	入間市立図書館西武分館
8-18	保育園・保育所	入間市	杏ほいくえん	10-6	社会教育施設	入間市	入間市立図書館藤沢分館
8-19	保育園・保育所	入間市	木の実保育園	10-7	社会教育施設	瑞穂町	瑞穂町図書館
8-20	保育園・保育所	入間市	おおぎ第二保育園	11-1	病院	所沢市	狭山ヶ丘病院
8-21	保育園・保育所	入間市	いるま保育園	11-2	病院	所沢市	並木病院
8-22	保育園・保育所	入間市	茶々保育園	11-3	病院	所沢市	圏央所沢病院
8-23	保育園・保育所	入間市	おおぎ保育園	11-4	病院	所沢市	所沢緑ヶ丘病院
8-24	保育園・保育所	入間市	あけぼの保育園	11-5	病院	所沢市	西埼玉中央病院
8-25	保育園・保育所	入間市	むさしっこ保育園	11-6	病院	所沢市	三ヶ島病院
8-26	保育園・保育所	入間市	こどものくに保育園	11-7	病院	所沢市	所沢ロイヤル病院
8-27	保育園・保育所	入間市	東金子保育所	11-8	病院	所沢市	平沢記念病院
8-28	保育園・保育所	入間市	あけぼの保育園分園	11-9	病院	入間市	小林病院
8-29	保育園・保育所	入間市	わかばの森保育園	11-10	病院	入間市	藤崎診療所
8-30	保育園・保育所	入間市	藤沢第二保育所	11-11	病院	入間市	入間平井クリニック
8-31	保育園・保育所	入間市	藤沢保育所	11-12	病院	入間市	原田医院
8-32	保育園・保育所	入間市	ゆりかご保育園	11-13	病院	入間市	金子病院
8-33	保育園・保育所	入間市	二本木保育所	11-14	病院	入間市	富岡第一病院
8-34	保育園・保育所	入間市	宮寺保育所	11-15	病院	入間市	白石医院
8-35	保育園・保育所	入間市	高倉保育所	11-16	病院	入間市	入間クリニック
8-36	保育園・保育所	狭山市	水野保育所	11-17	病院	入間市	つばさ総合診療所
8-37	保育園・保育所	狭山市	いるま保育園	11-18	病院	入間市	入間ハート病院
8-38	保育園・保育所	狭山市	あきくさ保育園	11-19	病院	瑞穂町	高沢病院
8-39	保育園・保育所	狭山市	東京家政大学かせい森のおうち	11-20	病院	瑞穂町	栗原医院
8-40	保育園・保育所	狭山市	すずらん保育園	12-1	福祉・介護施設	所沢市	光の園
8-41	保育園・保育所	瑞穂町	瑞穂すみれ保育園	12-2	福祉・介護施設	所沢市	老人福祉センター さやまがおか荘
8-42	保育園・保育所	瑞穂町	狭山保育園	12-3	福祉・介護施設	所沢市	老人憩の家みかじま荘
8-43	保育園・保育所	瑞穂町	みずほひじり保育園	12-4	福祉・介護施設	所沢市	老人憩の家こてさし荘
8-44	保育園・保育所	瑞穂町	とのがや保育園	12-5	福祉・介護施設	所沢市	こあふる
8-45	保育園・保育所	瑞穂町	瑞穂立石保育園	12-6	福祉・介護施設	所沢市	イリーゼ所沢西
8-46	保育園・保育所	瑞穂町	どんぐり保育園	12-7	福祉・介護施設	所沢市	所沢やすらぎの里
9-1	公民館	所沢市	狭山ヶ丘分館	12-8	福祉・介護施設	所沢市	ケアハウスロイヤルの園
9-2	公民館	所沢市	三ヶ島公民館	12-9	福祉・介護施設	所沢市	所沢ロイヤル・ワム・タウン
9-3	公民館	所沢市	小手指公民館	12-10	福祉・介護施設	入間市	健康福祉センター
9-4	公民館	所沢市	椿峰分館	12-11	福祉・介護施設	入間市	勤労福祉センター
9-5	公民館	入間市	東藤沢公民館	12-12	福祉・介護施設	入間市	老人福祉センターやまゆり荘
9-6	公民館	入間市	宮寺公民館	12-13	福祉・介護施設	入間市	杏樹苑
9-7	公民館	入間市	久保稲荷公民館	12-14	福祉・介護施設	入間市	入間老人ホーム
9-8	公民館	入間市	藤沢公民館	12-15	福祉・介護施設	入間市	入間ジョイフルホームそよ風
9-9	公民館	入間市	中央公民館	12-16	福祉・介護施設	入間市	入間藤沢幸楽園
9-10	公民館	入間市	東町公民館	12-17	福祉・介護施設	入間市	ゆりの木

表 5.1-11(3) 環境保全上配慮を要する施設（その3）

NO	区分	市町村	名称	NO	区分	市町村	名称
12-18	福祉・介護施設	入間市	聖愛園	12-21	福祉・介護施設	入間市	扇揚苑
12-19	福祉・介護施設	入間市	入間つつじの園	12-22	福祉・介護施設	狭山市	杏樹苑・爽風館
12-20	福祉・介護施設	入間市	ケアカレッジ	12-23	福祉・介護施設	瑞穂町	不老乃里

出典：埼玉県 HP 「県の施設」 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/shisetsu/toshokan/index.html#shisetsu>)

「埼玉県学校教育」 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/gakko/index.html>)

所沢市 HP 「健康・福祉・子育て」 (<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/index.html>)

「施設案内」 (<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisetu/index.html>)

「とことこマップ」 (http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/tokotokomap/citymap_index.htm)

入間市 HP 「暮らしの情報」 (<http://www.city.iruma.saitama.jp/kurashi/index.html>)

「いるまっふ」 (http://www.city.iruma.saitama.jp/shisetsu/shisetsu_info/1002505.html)

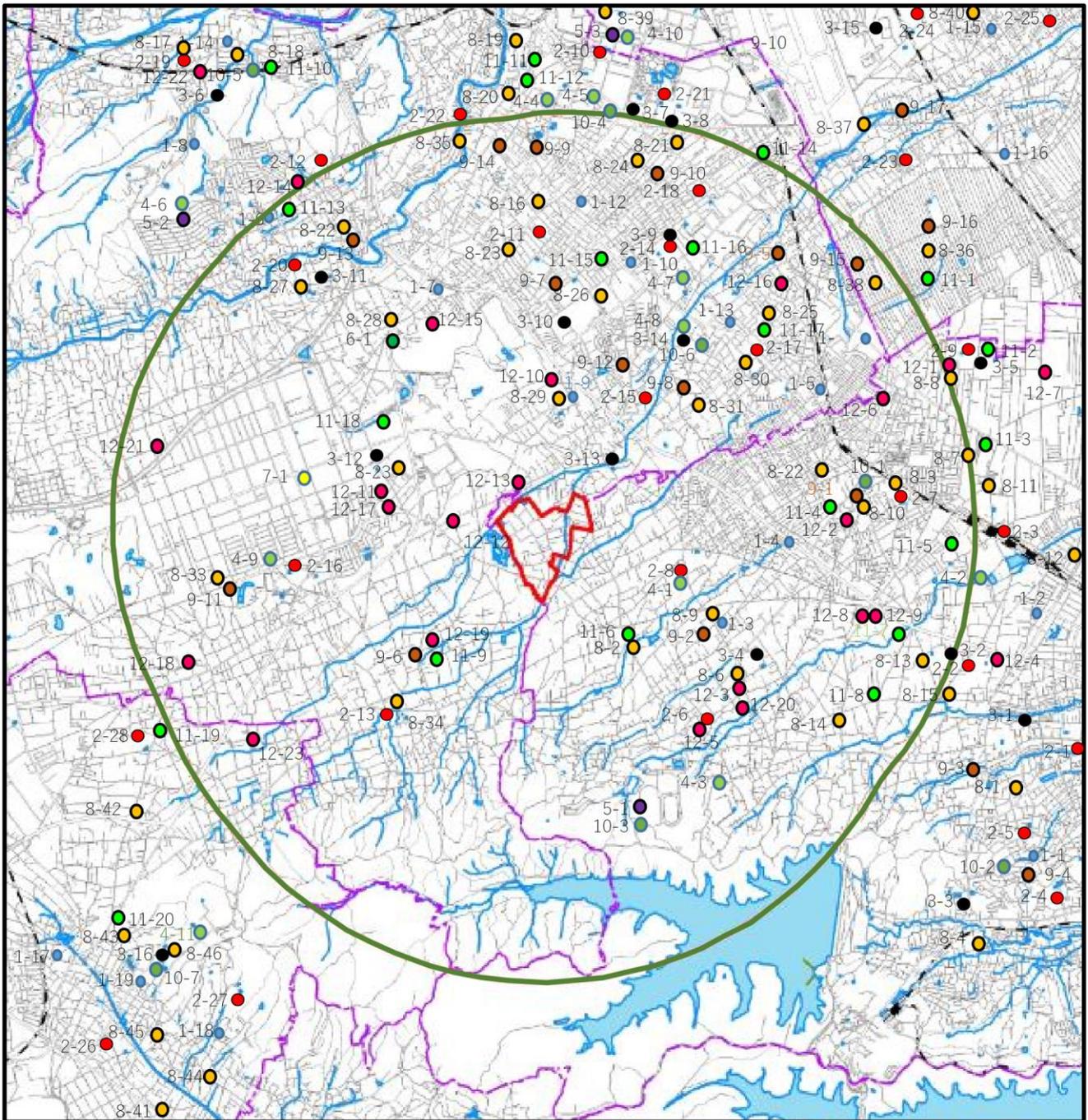
狭山市 HP 「施設案内」 (<http://www.city.sayama.saitama.jp/shisetsuannai/index.html>)

「さやまっふ」 (<http://www.city.sayama.saitama.jp/about/sayamap/index.html>)

瑞穂市 HP 「健康・福祉・子育て・教育」 <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/kenkofukushi/index.html>

東京都福祉保健局 HP 「高齢者向け住宅の生活支援サービス公表事業等」

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/jiritsu_shien/sabisu_kohyo/midorinokikiyose.html)



凡例

- 1 幼稚園 ● 4 高等学校 ● 7 その他教育施設 ● 10 社会教育施設
- 計画地 ● 2 小学校 ● 5 大学・短期大学 ● 8 保育園・保育所 ● 11 病院
- 計画地から 3 km ● 3 中学校 ● 6 特別支援学校 ● 9 公民館 ● 12 福祉・介護施設

出典：埼玉県 HP「県の施設」(<http://www.pref.saitama.lg.jp/shisetsu/toshokan/index.html#shisetsu>)
「埼玉県学校教育」(<http://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/gakko/index.html>)
所沢市 HP「健康・福祉・子育て」(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/index.html>)
「施設案内」(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisetsu/index.html>)
「とことこマップ」(http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/tokotokomap/citymap_index.htm)
人間市 HP「暮らしの情報」(<http://www.city.iruma.saitama.jp/curashi/index.html>)
「いるまっぷ」(http://www.city.iruma.saitama.jp/shisetsu/shisetsu_info/1002505.html)
狭山市 HP「施設案内」(<http://www.city.sayama.saitama.jp/shisetsuunai/index.html>)
「さやまっぷ」(<http://www.city.sayama.saitama.jp/about/sayamap/index.html>)
瑞穂市 HP「健康・福祉・子育て・教育」(<http://www.town.mizuho.tokyo.jp/kenkofushi/index.html>)
東京都福祉保健局 HP「高齢者向け住宅の生活支援サービス公表事業等」(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/jiritsu_shien/sabisu_kohyo/midorinokikiyose.html)

1:50,000



図 5.1-12 環境上配慮を要する施設

5. 1. 6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

1) 下水道

調査地域周辺市町の下水道普及状況を表 5. 1-12、13 に示す。調査地域の埼玉県は、荒川右岸流域下水道の計画処理区域に属している。

下水道普及率は所沢市、狭山市、瑞穂町で 90%以上、入間市では 88.6%となっている。

表 5. 1-12 埼玉県の公共下水道整備状況（荒川右岸流域下水道 平成 29 年度末）

	行政人口（人） A	処理人口（人） B	普及率（%） B/A
所沢市	343,993	322,392	93.7
入間市	148,592	131,603	88.6
狭山市	151,986	145,927	96.0

注 1) 行政人口は、平成 30 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口である

注 2) 普及率=処理人口÷行政人口×100

出典：埼玉県 HP「公共下水道整備状況一覧」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/c1502/mottogesuido/seibitiran.html>)

表 5. 1-13 瑞穂町の下水道普及状況（平成 28 年度末）

	全体人口 （人）	普及人口 （人）	普及率 （%）
平成 25 年度	33,624	32,882	97.8

出典：東京都下水道局 HP「事業概要（平成 29 年版）」

http://www.gesui.metro.tokyo.jp/about/pdf/jg29_chapter10.pdf

2) し尿処理

所沢市におけるし尿搬入量、及び収集人口の推移は、表 5. 1-14 に示す通りである。

計画地の所沢市の生し尿及び浄化槽汚泥は、所沢市衛生センター（所沢市東所沢和田 3 丁目）で処理されている。

表 5. 1-14 所沢市のし尿搬入量及び収集人口の推移

年度	くみ取り		浄化槽		搬入量合計 （k l）
	くみ取り 世帯数 （世帯）	し尿搬入量 （k l）	浄化槽 世帯数 （世帯）	浄化槽汚泥 搬入量（k l）	
平成 24 年度	474	3,839	11,314	14,880	18,179
平成 25 年度	398	3,101	10,864	13,706	16,807
平成 26 年度	373	1,763	10,692	15,246	17,009
平成 27 年度	355	1,874	10,727	15,778	17,653
平成 28 年度	330	1,697	10,446	16,103	17,880

3) ごみ処理

所沢市のごみ収集搬入量の経年変化を表 5.1-15、16 及び、図 5.1-13 に示す。

これによると総排出量は減少傾向にある。1人1日当たりのごみ排出量も平成24年度から平成28年度にかけて減少傾向である。

生活系ごみ搬入量と事業系ごみ搬入量の推移を図 5.1-14 に示す。いずれも平成24年度から平成28年度にかけて減少傾向である。

表 5.1-15 所沢市のごみ処理量

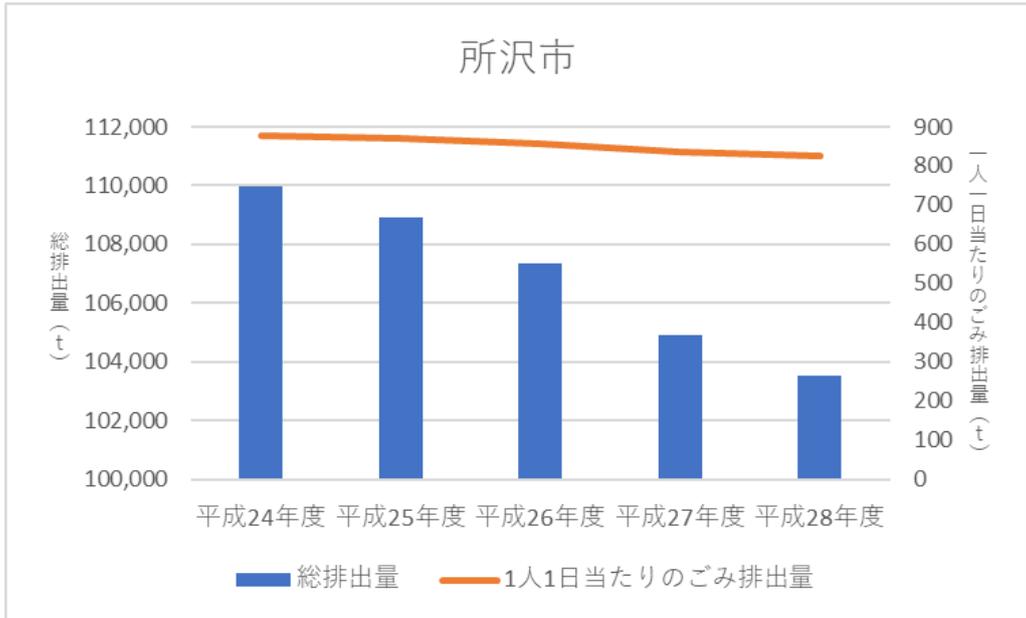
項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	人	343,041	343,234	342,814	343,293	344,017
総排出量	t	109,967	108,911	107,336	104,897	103,533
生活系ごみ搬入量	t	77,769	77,937	76,937	75,233	73,742
事業系ごみ搬入量	t	21,263	20,077	19,235	18,532	18,508
自家処理量	t	-	-	-	-	-
集団回収量	t	10,935	10,977	11,164	11,132	11,283
1人1日当たりのごみ排出量	g	878	870	858	835	825
再生利用量	t	29,451	29,220	30,182	30,157	29,998
再生利用率	%	26.8	26.8	28.1	28.8	29.0
最終処分量	t	6,443	5,209	5,093	4,590	631
1人1日当たりの最終処分量	g	51	42	41	37	15

出典：埼玉県 HP「一般廃棄物処理事業の概況（平成28年度実績）市町村別処理量の推移」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/20120809.html>

表 5.1-16 所沢市のごみ量の内訳（単位：t）

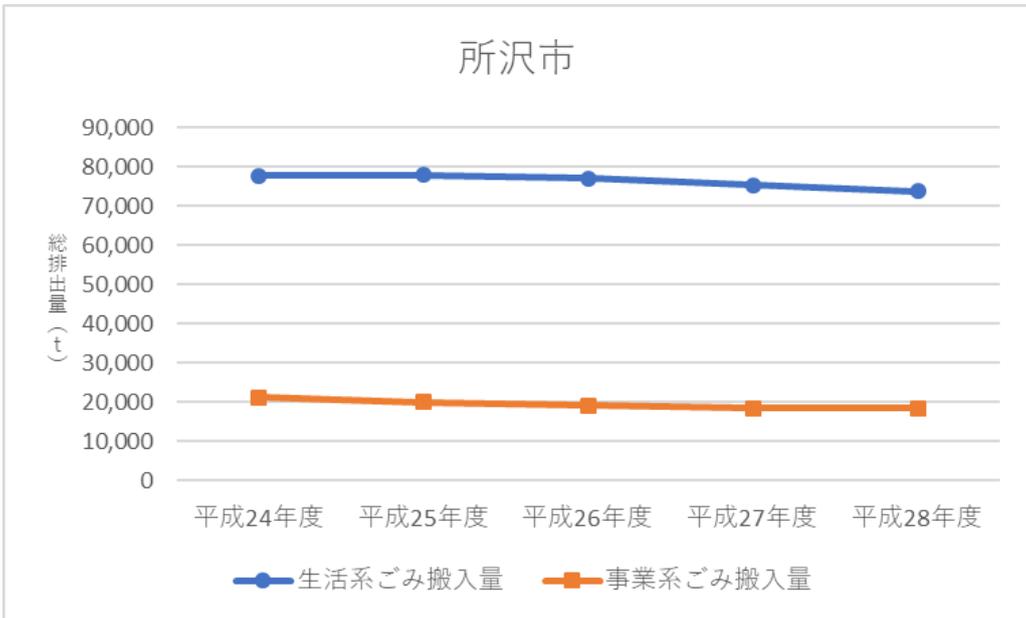
年度	総ごみ量 (t)	燃やせるごみ (t)	破碎ごみ類 (t)	プラスチック (t)	ペットボトル (t)	びん・かん・スプレー缶 (t)	新聞・雑誌等 (t)	粗大ごみ (t)	ふれあい収集 (t)	集団資源回収等 (t)	小型家電製品 (t)	古着・古布 (t)	焼却処理量 (t)
平成24年度	110,182	76,725	5,397	6,558	1,069	3,883	3,003	1,357	110	11,597	483	-	88,978
平成25年度	109,219	74,900	5,746	6,650	1,068	3,896	3,174	1,357	154	11,602	672	-	86,469
平成26年度	107,542	73,911	5,510	6,512	1,049	3,732	2,868	1,394	160	11,764	641	-	83,691
平成27年度	105,080	72,495	4,858	6,556	1,061	3,624	2,686	1,290	163	11,748	597	-	82,756
平成28年度	103,723	71,196	4,828	6,503	1,066	3,551	2,138	1,496	195	11,804	604	342	81,361

出典：所沢市 HP「平成29年版統計書」
<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/other/H29toukeisho/index.html>



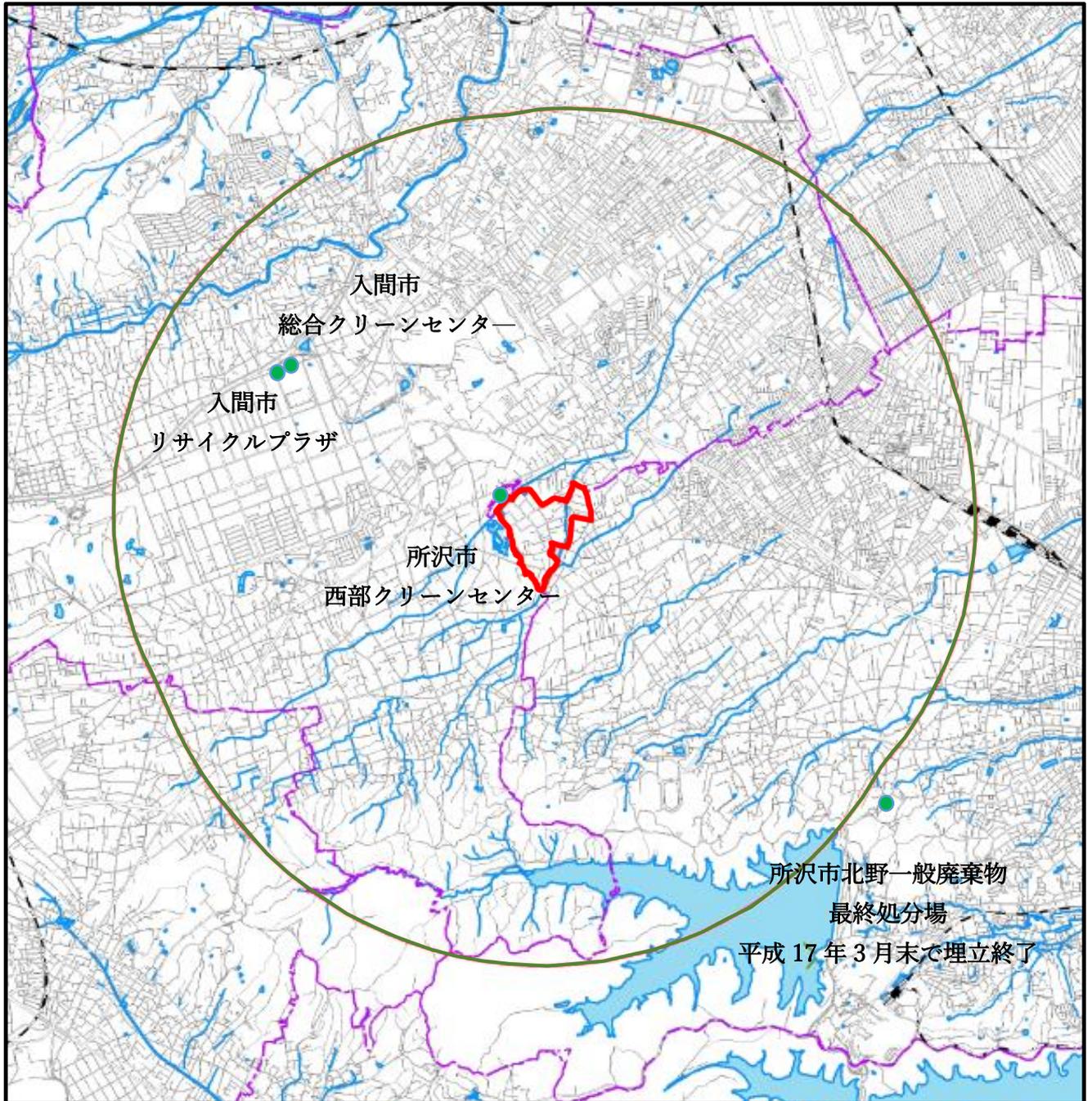
出典：埼玉県 HP「一般廃棄物処理事業の概況（平成 28 年度実績）市町村別処理量の推移」より作成
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/documents/h28gaikyo.pdf>

図 5.1-13 所沢市のごみ排出量の推移



出典：埼玉県 HP「一般廃棄物処理事業の概況（平成 28 年度実績）市町村別処理量の推移」より作成
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/documents/h28gaikyo.pdf>

図 5.1-14 所沢市の生活系・事業系ごみ排出量の推移



凡例

- 計画地
- 計画地から 3 km

出典：所沢市 HP ごみ リサイクル
<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/gomi/index.html>
 入間市 HP 施設案内
http://www.city.iruma.saitama.jp/shisetsu/shisetsu_others/index.html

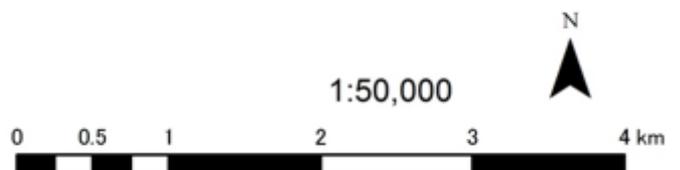


図 5.1-15 ごみ処理施設位置

5. 1. 7 環境の保全を目的とする法律、条例等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容

1) 自然環境保全に係る地域

(1) 緑地保全地域等の指定

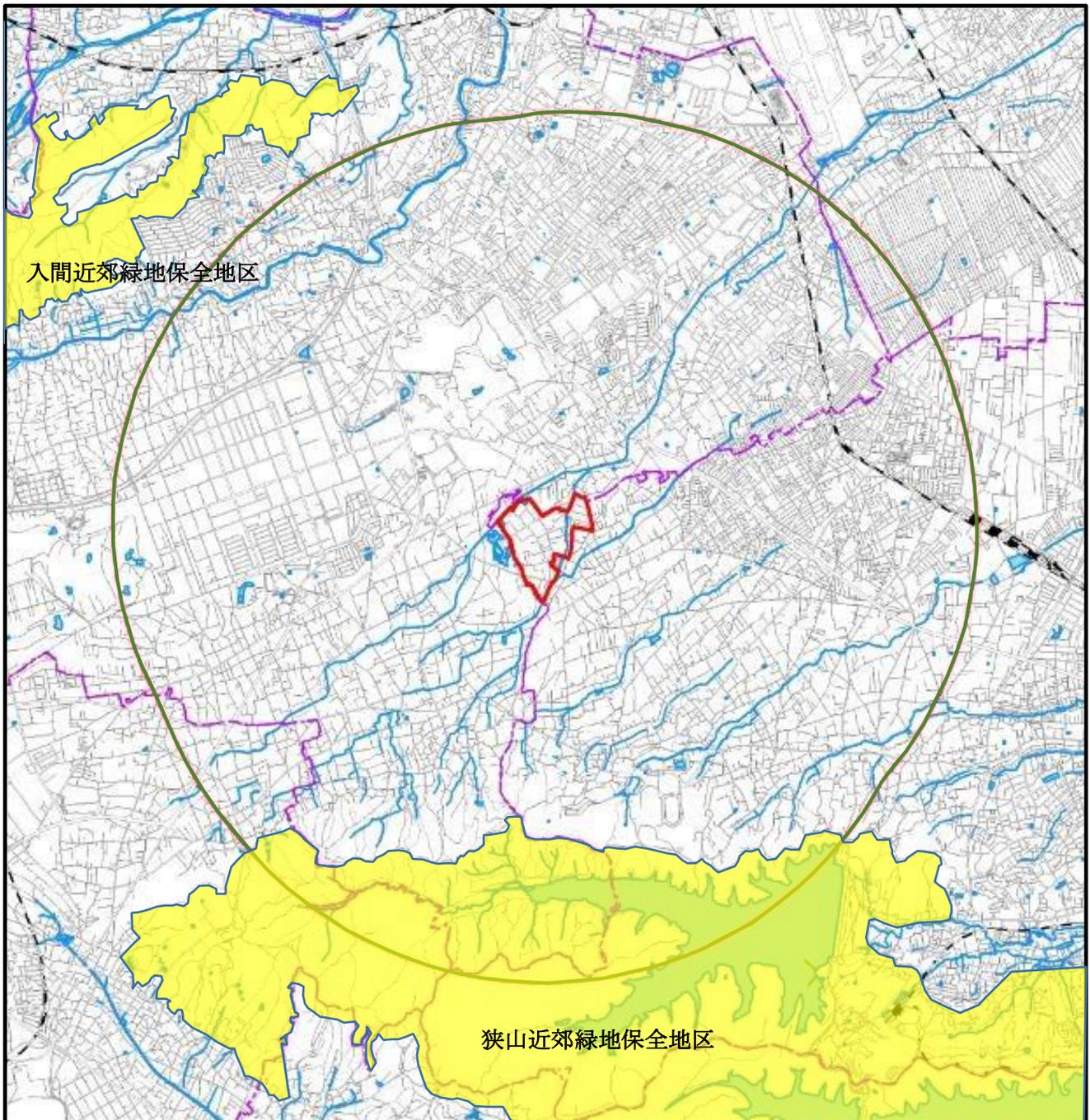
調査地域における緑地保全地域等の指定状況を表 5. 1-17 及び図 5. 1-16 に示す。調査区域近傍には、狭山近郊緑地保全区域と、入間近郊緑地保全地区が存在する。

計画地周辺では、都市緑地法に規定されている特別緑地保全地区、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく緑地保全地域は該当しない。

表 5. 1-17 緑地保全地域等の指定状況

法令名	区分	名称	所在等	指定面積 (ha)	指定年月日等
都市緑地法(昭和48年9月法律第72号)	特別緑地保全地区	該当なし			
東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年12月条例第216号)	緑地保全地域	該当なし			
首都圏近郊緑地保全法(昭和41年6月法律第101号)	近郊緑地保全区域	入間	埼玉県入間市	398.0	S44.3.28
		狭山	東京都東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町	1607.0	S42.2.16
埼玉県所沢市、入間市					

出典：所沢市 HP「所沢市都市計画」(<http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/toshikeikaku/machizukuri/tosikeikaku1.html>)
 狭山市 HP「緑地保全に関するデータ」(<https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/ryokutihozende-ta.html>)
 東京都環境局 HP「保全地域の指定状況」(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/natural_environment/tokyo/area/index.html)
 国土交通省都市局公園緑地・景観課 HP「公園緑地関係データベース」近郊緑地保全区域(http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/kinkou_ryokuchi/hyou_shutoken.html)



凡例

- 計画地

計画地から 3 k m
- 近郊緑地保全地区

出典：所沢市 HP「所沢市都市計画」
 狭山市 HP「緑地保全に関するデータ」
 東京都環境局 HP「保全地域の指定状況」

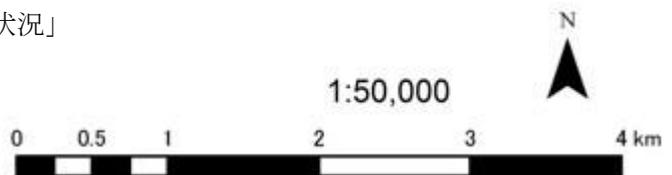


図 5.1-16 緑地保全地域等

(2) 鳥獣保護区等の指定

調査地域内の指定状況を表 5.1-18 及び図 5.1-17 に示す。

計画地は入間東部特定猟具使用禁止区域(銃)に指定されている。また調査地域内は特別保護地区では狭山湖特別保護地区、村山山口特別保護地区、鳥獣保護区では狭山湖鳥獣保護区、村山山口鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域には入間東部特定猟具使用禁止区域(銃)、西多摩特定猟具使用禁止区域(銃器)、北多摩特定猟具使用禁止区域(銃器)がそれぞれ存在する。

表 5.1-18 鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	所在地	面積(ha)	期限
特別保護地区	狭山湖	所沢市、入間市	591	H38.10.31
	村山山口特別保護地区	村山貯水池付近一円	136	H38.10.31
鳥獣保護区	狭山湖	所沢市、入間市	597	H38.10.31
	村山山口鳥獣保護区	村山貯水池付近一円	460	H38.10.31
	東入間鳥獣保護区	川越市、狭山市、所沢市、ふじみ野市、三芳町	1,511	H33.10.31
	西武蔵鳥獣保護区	飯能市	913	H38.10.31
特定猟具使用禁止区域(銃)	入間東部特定猟具使用禁止区域(銃)	所沢市、狭山市、入間市、川越市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、三芳町	29,625.1	H34.10.31
特定猟具使用禁止区域(銃器)	西多摩特定猟具使用禁止区域(銃器)	福生市、瑞穂町全域及び青梅市、あきる野市、日の出町の一部	9,927	H43.10.31
	北多摩特定猟具使用禁止区域(銃器)	北多摩一円	23,983	H43.10.31

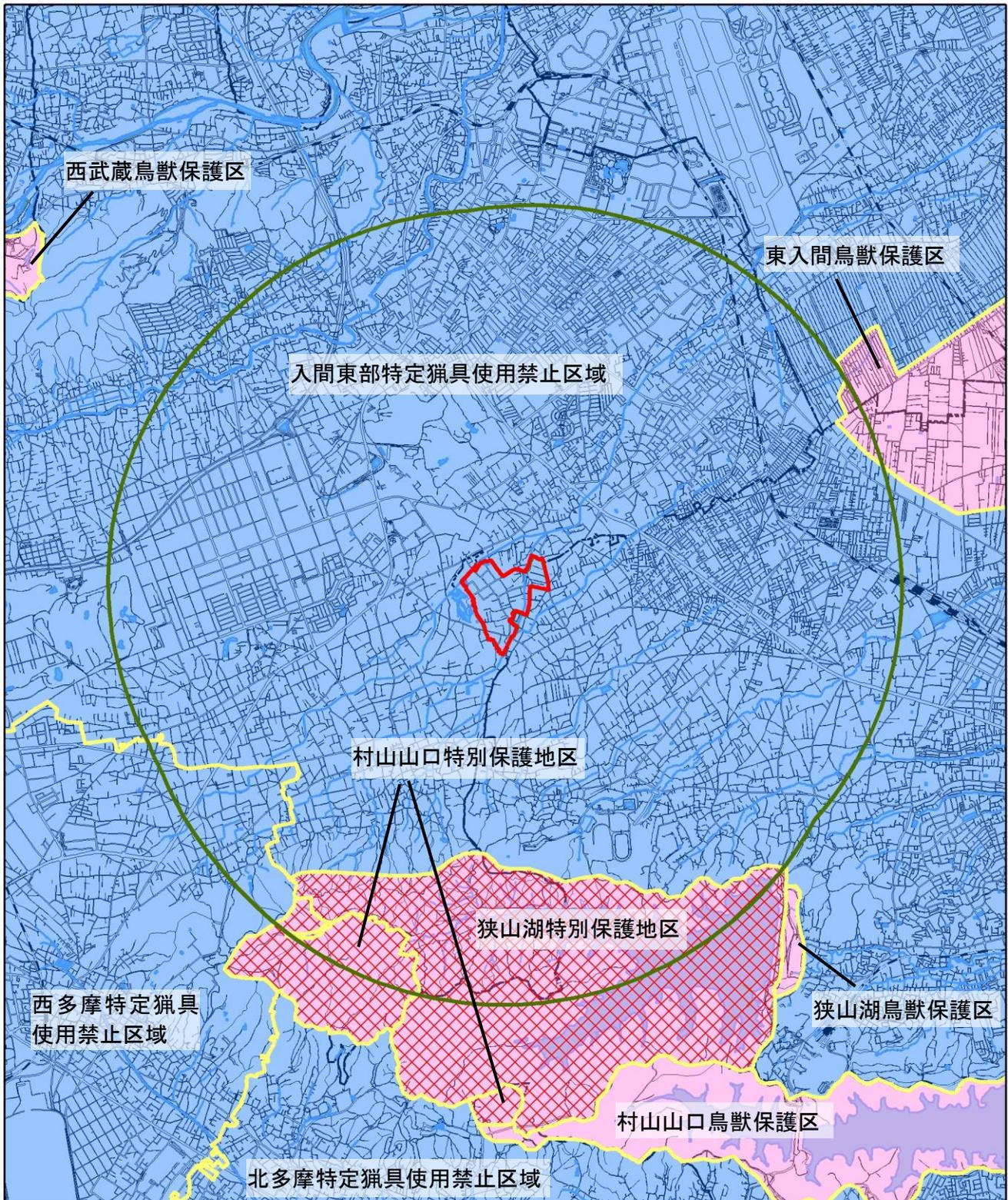
※特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定された区域である。

出典：埼玉県 HP「平成 29 年度鳥獣保護区等位置図」(平成 29 年 埼玉県)

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/hunter-map.html>)

東京都環境局 HP「平成 29 年度鳥獣保護区等位置図」(平成 29 年 東京都)

(https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/animals_plants/birds/hunting_license/hunter_map.html)



凡例

- 計画地
- 計画地から3km
- 特別保護地区
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域

※特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定された区域である。

出典：埼玉県HP「平成29年度鳥獣保護区等位置図」(平成29年 埼玉県)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/hunter-map.html>
 東京都環境局HP「平成29年度鳥獣保護区等位置図」(平成29年 東京都)
https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/animals_plants/birds/hunting_license/hunter_map.html

1:50,000

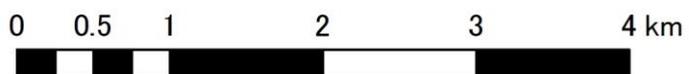


図 5.1-17 鳥獣保護区

2) 公害防止に係る地域

(1) 大気汚染

表 5.1-19 に示すとおり、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例により、ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制〔K 値規制〕基準が適用されている地域について、行政指導値が定められている。

表 5.1-19 大気汚染防止法等の規制基準が適用されている地域の K 値

地区名	大気汚染防止法			埼玉県 生活環境保全条例
	法律第 3 条 第 2 項 (地域区分)	法律第 3 条 第 2 項 (一般排出基準)	法律第 3 条第 3 項 (特別排出基準) S49.4.1 以降設置	条例第 50 条 新設・既設の区別なし
所沢市、入間市、狭山市	26 号地域	9.0	—	14.5
瑞穂町	34 号地域	6.42	—	—

注) K 値とは、硫黄酸化物の許容排出量から求める値であり、この K 値の大小によって排出基準の厳しさの程度が設定される。

出典：埼玉県 HP「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 30 年 10 月 埼玉県環境部大気環境課）

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/koujoukisei/documents/3010_baien.pdf)

東京都環境局 HP「ばい煙に関する規制」

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/emission_control/emission_control/index.files/S0x.pdf)

(2) 悪臭

悪臭防止法では、アンモニア等の特定の 22 物質を対象とした物質濃度規制と、人間の嗅覚を用いて臭いの程度を評価し複合臭や未規制物質にも対応できる臭気指数規制のいずれかにより、悪臭の排出等が規制されている。

調査地域は、臭気指数規制の規制地域として指定されている。悪臭防止法に基づく敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準を表 5.1-20 に示す。これによると、計画地は、B 区域（農業振興地域）に該当する。

また、埼玉県においては、埼玉県生活環境保全条例により、表 5.1-21 に示す臭気濃度の規制を行っているが、調査地域は規制地域に該当していない。

表 5. 1-20 悪臭に係る規制基準（敷地の境界線の地表における臭気指数）

【埼玉県】

規制地域	区域の区分		敷地境界の 規制基準	備考
	A区域	B区域及びC区域を除く区域		
所沢市・入間市・狭山市	B区域	農業振興地域	臭気指数 18	
	C区域	工業地域・工業専用地域	臭気指数 18	

出典：所沢市 HP「悪臭規制」

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/20151102140114820.html>)

入間市 HP「悪臭規制」

(http://www.city.iruma.saitama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/745/h26_2_3-8.pdf)

埼玉県 HP「悪臭の規制について」

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/akusyu.html>)

【東京都瑞穂町】

種別	区域の区分	敷地の境界線の地表における規制基準
	該当地域	
第一種区域	1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域 5 第一種住居地域 6 第二種住居地域 7 準住居地域 8 無指定地域 (第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。)	臭気指数 10
第二種区域	1 近隣商業地域 2 商業地域 3 準工業地域 4 前三号に掲げる地域に接する地先及び水面	臭気指数 12
第三種区域	1 工業地域 2 工業専用地域 3 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面	臭気指数 13

東京都環境局 HP「悪臭防止法・環境確保条例による規制」

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/noise/offensive_odors/restriction_guide.files/akushu_ki_jun_houH28.pdf)

表 5. 1-21 悪臭に係る規制基準（埼玉県生活環境保全条例）

区域の区分	許容限度	
	敷地の境界線	気体排出口
下記以外の区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
工業地域 工業専用地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1000

出典：埼玉県 HP「悪臭の規制について」 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/akusyu.html>)

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/documents/470930.pdf>)

(3) 騒音

騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例の規定に基づき、各市町村が、特定工場等において発生する騒音について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めている。表 5.1-22 及び図 5.1-18 に、特定工場等において発生する騒音について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準を示す。

表 5.1-22 (1) 特定工場等において発生する騒音について規制する時間
及び区域の区分ごとの規制基準（騒音規制法）

【所沢市】

区域の区分		時間の区分	朝午前 6 時から 午前 8 時まで	昼間午前 8 時から 午後 7 時まで	夕午後 7 時から 午後 10 時まで	夜間午後 10 時から 午前 6 時まで
第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域	第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域 工業専用地域	第四種区域		65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考						
1. 狭山近郊緑地保全区域内においては、第 1 種区域の騒音に係る基準値が適用されます。 2. 三ヶ島工業団地区域内においては、第 4 種区域の騒音に係る基準値が適用されます。 3. 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びに図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内の騒音の基準(第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域に限る。)は、上表の基準値から 5 デシベルを減じた値となり、振動の基準(全区域)についても、同様に上表の基準値から 5 デシベルを減じた値となります。						

出典：所沢市 HP「特定施設・指定施設（騒音・振動）について」

(http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/souon/souon_shindou_shisetu.html)

【埼玉県】

区域の区分		時間の区分	朝午前 6 時から 午前 8 時まで	昼間午前 8 時から 午後 7 時まで	夕午後 7 時から 午後 10 時まで	夜間午後 10 時から 午前 6 時まで
第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域、 田園住居地域、 第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域	第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域 工業専用地域（一部地域）	第四種区域		65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考						
1. 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値です。 2. 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。 3. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とします。（第 1 種区域は除く。）						

出典：埼玉県 HP「騒音・振動の規制について」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091207-183.html>)

【東京都瑞穂町】 (法第4条)(S44.2.20都告示第157号)

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		(午前6時から 午前8時まで)	(午前8時から 午後7時まで)	(午後7時から 午後11時まで)	(午後11時 から翌日の 午前6時まで)
第一種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・AA地域 清瀬市松山3丁目 竹丘1丁目及び3丁目の一部 ・前号に接する地先及び水面 	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第二種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・※2 第1特別地域 ・無指定地域(第1、第3、第4種区域を除く。) 	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		(午前6時から 午前8時まで)	(午前8時から 午後8時まで)	(午後8時から 午後11時まで)	(午後11時 から翌日の 午前6時まで)
第三種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域(第1特別地域を除く。) ・商業地域(第1特別地域を除く。) ・準工業地域(第1特別地域を除く。) ・※2 第2特別地域 ・前号に接する地先及び水面 	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第四種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業地域(第1、第2特別地域を除く。) ・※2 第3特別地域 ・前号に接する地先及び水面 	60 デシベル	70 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
備考					
<p>第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校(幼稚園を含む)、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域を除く)における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。</p> <p>※1 AA地域の指定：平成12年3月31日都告示第420号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)</p> <p>※2 特別地域：2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲</p>					

東京都環境局 HP「騒音規制法の特定工場等に係る規制基準

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/noise/noise_vibration/rules/nr_law_standard.html)

表 5.1-22 (2) 特定工場等において発生する騒音について規制する時間
及び区域の区分ごとの規制基準（埼玉県生活環境保全条例）

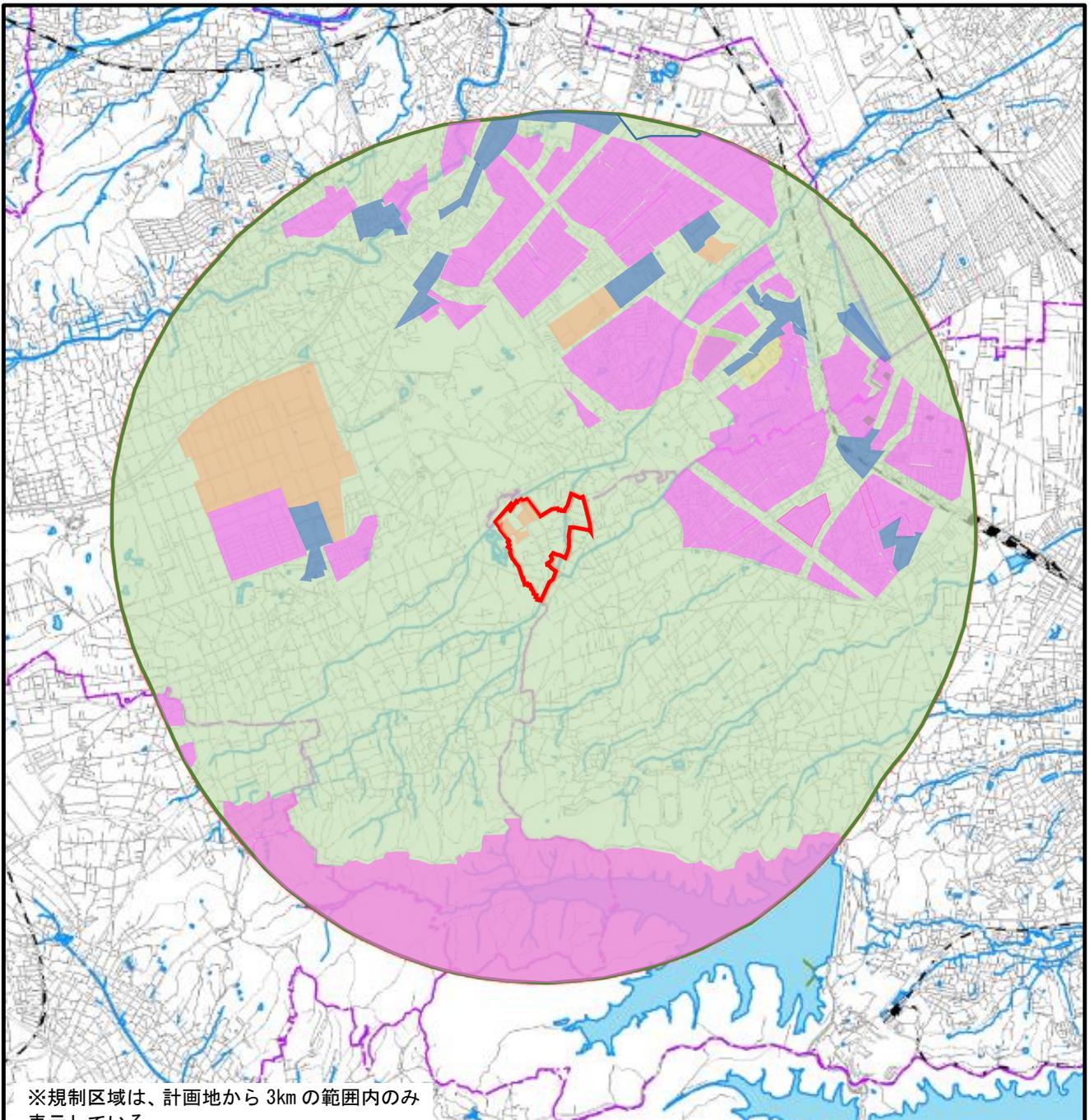
区域の区分		時間の区分			
		朝午前 6 時から 午前 8 時まで	昼間午前 8 時から 午後 7 時まで	夕午後 7 時から 午後 10 時まで	夜間午後 10 時から 午前 6 時まで
第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域	第一種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	第二種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第三種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域 工業専用地域	第四種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考					
1. 狭山近郊緑地保全区域内においては、第 1 種区域の騒音に係る基準値が適用されます。 2. 三ヶ島工業団地区域内においては、第 4 種区域の騒音に係る基準値が適用されます。 3. 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びに図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内の騒音の基準(第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域に限る。)は、上表の基準値から 5 デシベルを減じた値となり、振動の基準(全区域)についても、同様に上表の基準値から 5 デシベルを減じた値となります。					

出典： 所沢市 HP 「特定施設・指定施設（騒音・振動）について」

(http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/souon/souon_shindou_shisetu.html)

埼玉県 HP 「騒音・振動の規制について」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091207-183.html>)



※規制区域は、計画地から3kmの範囲内のみ表示している。

凡例

- | | | | | | |
|---|----------|---|-------|---|-------|
|  | 計画地 |  | 第一種区域 |  | 第三種区域 |
|  | 計画地から3km |  | 第二種区域 |  | 第四種区域 |

出典：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区分ごとの規制基準
 (埼玉県昭和54年4月1日告示第590号)
 騒音規制法の特定工場等に係る規制基準(法第4条)
 (東京都昭和44年2月20日都告示第157号)

1:50,000

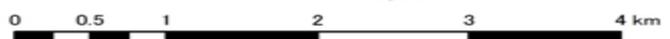


図 5.1-18 騒音規制法に基づく規制区域

また、騒音規制法では特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 5.1-23 のとおり定めている。なお、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の区域区分の指定は、表 5.1-24 に示すとおりである。

表 5.1-23 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号 (最終改正平成 12 年 3 月 28 日 環境庁告示 16 号))

特定建設作業の場所の敷地境界における基準	夜間作業		1 日の作業時間		作業時間	日曜日その他の休日の作業
	別表の第一号に掲げる区域	別表の第二号に掲げる区域	別表の第一号に掲げる区域	別表の第二号に掲げる区域		
85dB	午後 7 時から午前 7 時までには行わないこと	午後 10 時から午前 6 時までには行わないこと	10 時間を越えて行わないこと	14 時間を越えて行わないこと	連続して 6 日を越えて行わないこと	行わないこと
—	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間作業を行うこととなっている場合を除く		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く		災害時により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く

注) 別表の第一号に掲げる区域及び別表の第二号に掲げる区域は、表 5.1-24 に示す区域区分の指定のとおりである。

表 5.1-24 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の区域区分の指定

【埼玉県】

区域の区分	区域名
別表の第一号に掲げる区域	(1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 新座市においては、平林寺近郊緑地保全区域 所沢市においては、狭山近郊緑地保全区域 (2) 第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定がされていない区域、都市計画区域の指定がされていない区域 (3) 第三種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 (4) 上記区域以外で、次に掲げる施設の敷地の周囲概ね 80 メートル以内の区域 ・学校 ・図書館 ・保育所 ・特別養護老人ホーム ・病院及び診療所 (患者を入院させるための施設を有するもの) ・幼保連携型認定こども園
別表の第二号に掲げる区域	上記に掲げる区域以外の区域

出典：所沢市 HP「特定建設作業について」

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/souon/tokuteikensetusagyou.html>)

埼玉県 HP「埼玉県法規集」(http://www3.e-reikin.net.jp/saitama-pref/dlw_reiki/reiki.html)

【東京都瑞穂町】

区域の区分	区域名
別表の第一号に掲げる区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね 80m 以内の区域
別表の第二号に掲げる区域	工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね 80m 以外の区域。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は、表 5.1-25 に示すとおりであり、区域の指定は、表 5.1-26 及び図 5.1-19 に示すとおりである。

計画地は、b 区域に指定されている。

表 5.1-25 自動車騒音の要請限度

(平成 12 年 3 月 総理府令第 15 号 (最終改正:平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号))

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各項に掲げる区域として都道府県知事又は特例市の長が定めた区域をいう。
a 区域：専ら住居の用に供される区域
b 区域：主として住居の用に供される区域
c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
・幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例
幹線交通を担う道路に近接する区域 (2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

表 5.1-26 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の規定に基づく区域の指定

【埼玉県】

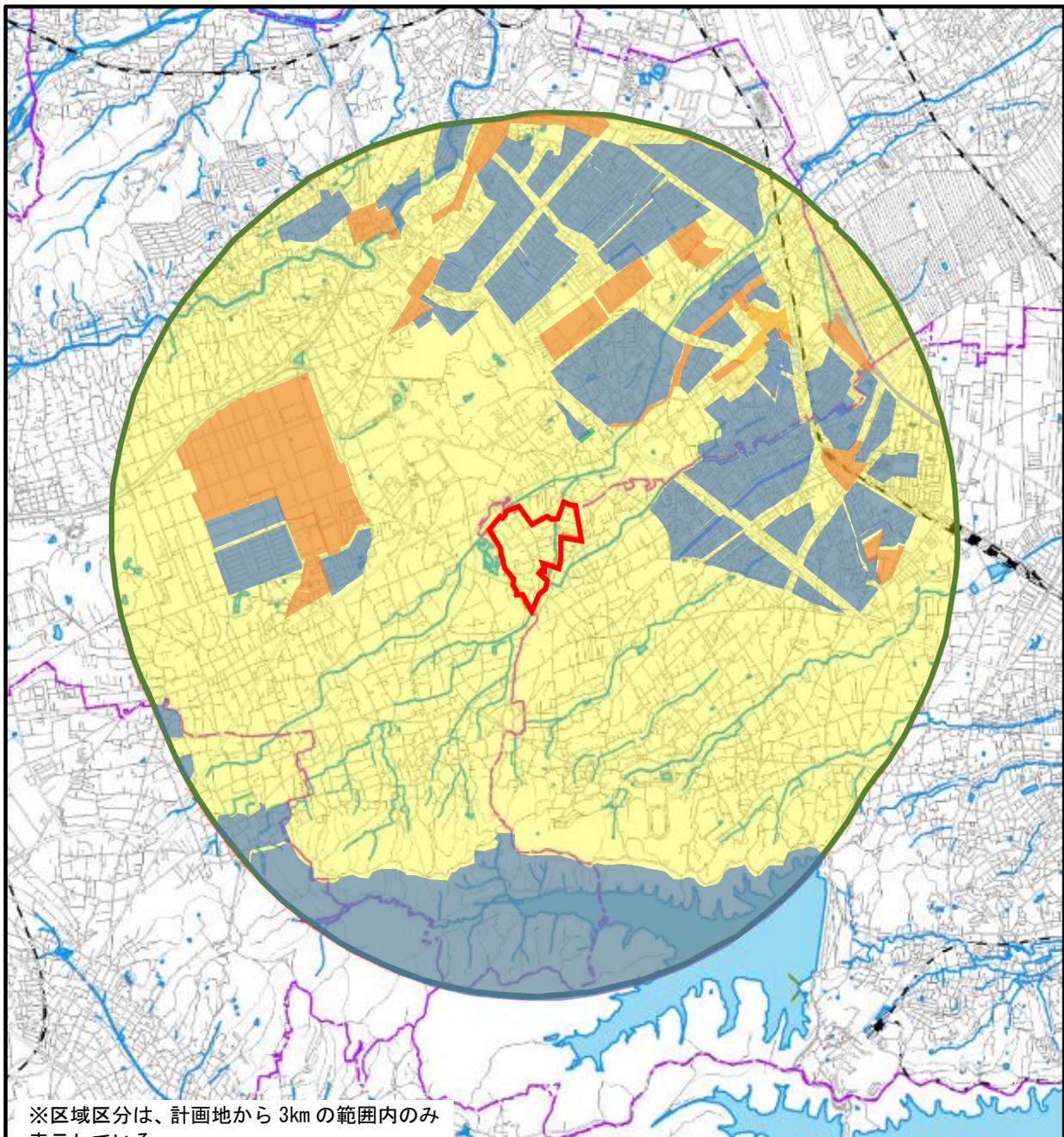
区分	区 域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 所沢市においては、狭山近郊緑地保全区域 入間市においては、入間近郊緑地保全区域 狭山市においては、狭山稲荷山特別緑地保全地区
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域 (所沢市においては狭山近郊緑地保全区域を除く、入間市においては入間近郊緑地保全区域を除く、狭山市においては、狭山稲荷山特別緑地保全地区を除く)
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：埼玉県 HP「埼玉県法規集」(http://www3.e-reikinet.jp/saitama-pref/dlw_reiki/reiki.html)

【瑞穂町】

区分	区 域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 (AA 地域を含む)
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域であって a 区域及び c 区域に該当する区域を除く地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：東京都環境局 HP「騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度」(<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/noise/result/limit.html>)



※区域区分は、計画地から3kmの範囲内のみ表示している。

凡例

- | | | | | | |
|---|------------|---|------|---|------|
|  | 計画地 |  | a 区域 |  | c 区域 |
|  | 計画地から 3 km |  | b 区域 | | |

出典：「所沢市都市計画図」（所沢市）
「入間市都市計画図」（入間市）
「狭山市都市計画図」（狭山市）
「瑞穂町都市計画図」（瑞穂町）

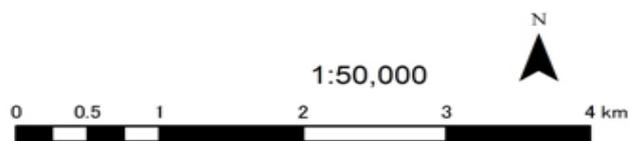


図 5.1-19 自動車騒音の限度を定める区域

(4) 振動

振動規制法の規定に基づき、特定工場等において発生する振動について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準を表 5.1-27 のとおり定められている。

計画地は、第一種区域に指定されている。

表 5.1-27 特定工場等において発生する振動について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準

【埼玉県】

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

1 区域の区分

一 第一種区域
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域

二 第二種区域
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 学校、保育所、病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内における規制基準は、上記の規制基準から 5 デシベルを減じて得た値とする。

出典：所沢市 HP「特定施設・指定施設（騒音・振動）について」

(http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/souon/souon_shindou_shisetu.html)

埼玉県 HP「埼玉県法規集」(http://www3.e-reikin.net.jp/saitama-pref/dlw_reiki/reiki.html)

【東京都瑞穂町】

時間の区分 区域の区分	昼間 (8 時から 19 時まで)	夜間 (19 時から翌日の 8 時まで)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 (8 時から 20 時まで)	夜間 (20 時から翌日の 8 時まで)
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

1 区域の区分

(1) 第一種区域
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

(2) 第二種区域
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 学校、保育所、病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内における規制基準は、上表の規制基準から 5 デシベルを減じて得た値とする。

出典：東京都環境局 HP「振動規制法の特定工場等に係る規制基準」

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/noise/noise_vibration/rules/vr_law_standard.html)

また、振動規制法では特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 5. 1-28 のとおり定めている。特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定は表 5. 1-29 に示すとおりである。

表 5. 1-28 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 (最終改正 平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号))

特定建設作業の場所の敷地境界における基準	夜間作業		1 日の作業時間		作業時間	日曜日その他の休日の作業
	別表の第一号に掲げる区域	別表の第二号に掲げる区域	別表の第一号に掲げる区域	別表の第二号に掲げる区域		
75dB	午後 7 時から午前 7 時までは行わないこと	午後 10 時から午前 6 時までは行わないこと	10 時間を越えて行わないこと	14 時間を越えて行わないこと	連続して 6 日を越えて行わないこと	行わないこと
—	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間作業を行うこととなっている場合を除く		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く		災害時により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く

注) 別表の第一号に掲げる区域及び別表の第二号に掲げる区域は、表 5. 1-29 に示す区域区分の指定のとおりである。

表 5. 1-29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定

【埼玉県】

区域の区分	区域名
別表の第一号に掲げる区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域以外の地域 上記の地域以外の地域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲概ね 80m 以内の区域 ・学校 ・保育所 ・病院及び診療所 (患者を入院させるための施設を有するもの) ・図書館 ・特別養護老人ホーム ・幼保連携型認定こども園
別表の第二号に掲げる区域	上記に掲げる区域以外の区域

出典：所沢市 HP 「特定建設作業について」

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyochozen/souon/tokuteikensetusagyou.html>)

埼玉県 HP 「埼玉県法規集」 (http://www3.e-reikin.net.jp/saitama-pref/dlw_reiki/reiki.html)

【東京都瑞穂町】

区域の区分	区域名
別表の第一号に掲げる区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね 80m 以内の区域
別表の第二号に掲げる区域	工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね 80m 以外の区域。

出典：東京都環境局 HP 「法・条例の指定地域一覧」

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/noise/noise_vibration/rules/specification_list.html)

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は、表 5.1-30 に示すとおりであり、区域の区分は、表 5.1-31 及び図 5.1-20 に示すとおりである。

表 5.1-30 道路交通振動の要請限度

(改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

区域の区分 \ 時間の区分	昼間	夜間
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

表 5.1-31 道路交通振動の要請限度に係る区域の区分

【埼玉県】

区分	区 域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）、夜間（午後 7 時から翌日の午前 8 時まで）	

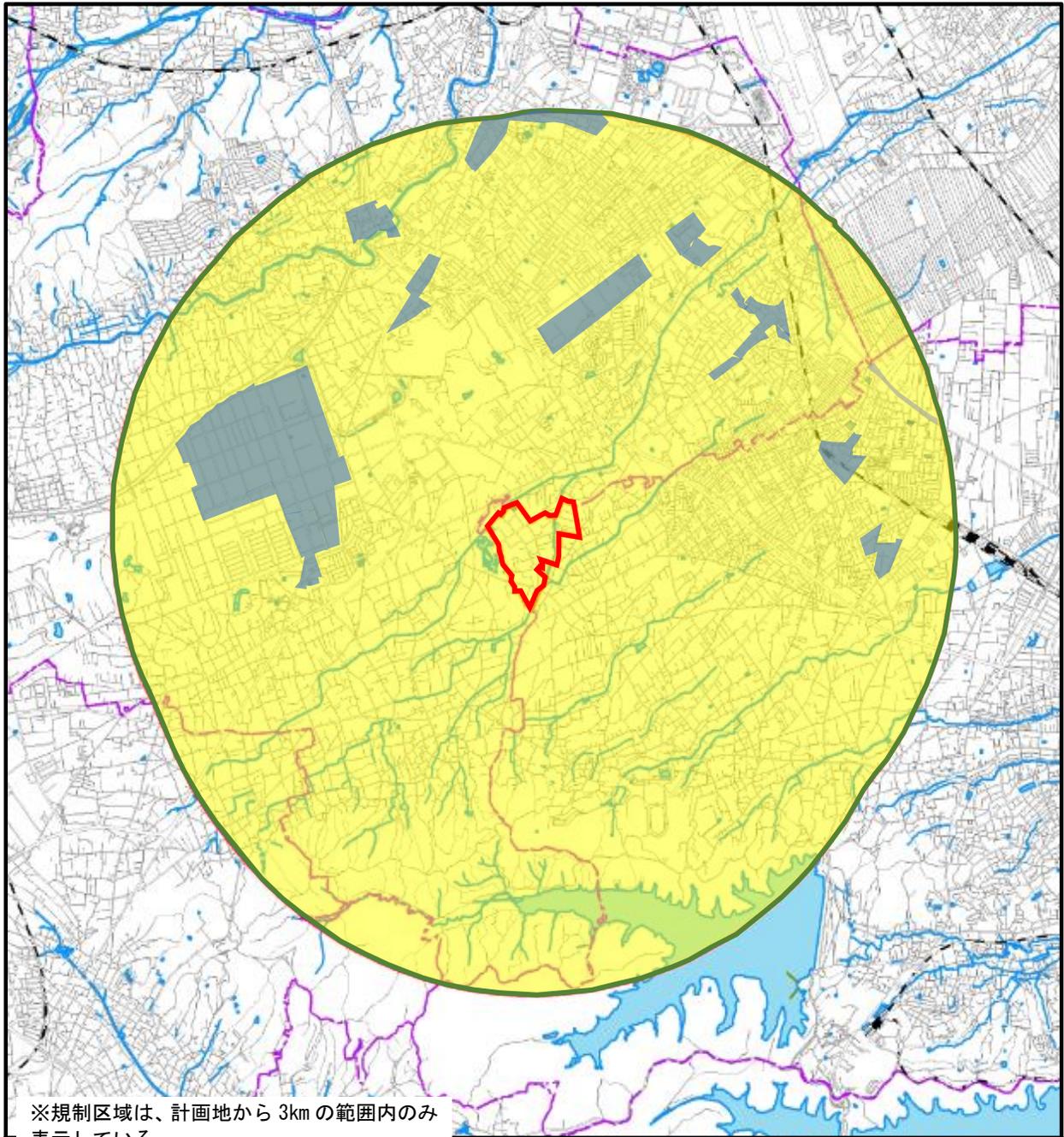
出典：埼玉県 HP「埼玉県法規集」(http://www3.e-reikinet.jp/saitama-pref/dlw_reiki/reiki.html)

【東京都瑞穂町】

区分	区 域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
第一種区域は昼間(8時から19時まで)、夜間(19時から8時まで) 第二種区域は昼間(8時から20時まで)、夜間(20時から8時まで)	

出典：東京都環境局 HP「騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度」

(www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/noise/result/limit.html)



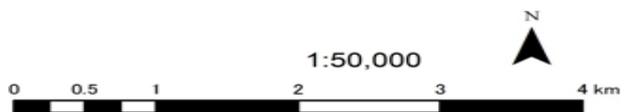
※規制区域は、計画地から3kmの範囲内のみ表示している。

凡例

- | | | | |
|---|----------|---|-------|
|  | 計画地 |  | 第一種区域 |
|  | 計画地から3km |  | 第二種区域 |

出典： 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定
 (埼玉県平成 24 年 3 月 16 日告示第 291 号)
 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準
 (埼玉県昭和 52 年 10 月 14 日告示第 1343 号)
 (東京都昭和 52 年 3 月 30 日都告示第 240 号)

図 5. 1-20 振動規制法に基づく規制区域



(5) 水質

水質汚濁防止法では、汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として規制の対象とし、これらの施設を設置している工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される水（雨水や冷却水を含む。）に対して排水基準が適用されている。埼玉県では、公共用水域の水質汚濁の防止を推進するため、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」により、一部の項目について、水質汚濁防止法で定められた基準より厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を定めている。また、埼玉県生活環境保全条例において、水質汚濁防止法で定められた規模未満の施設や水質汚濁防止法に定められていない施設を指定排水施設として規制の対象とし、これらの施設を設置している工場・事業場（指定排水工場等）から公共用水域に排出される水（雨水や冷却水を含む。）に対して規制基準を適用している。

なお、本事業において発生する排水については、公共用水域でなく公共下水道に放流する計画であることから、上記の排水基準の適用を受けず、表 5. 1-32 に示すとおり、下水道法に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準の適用を受ける。

表 5. 1-32 下水排除基準（所沢市）

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機リン化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	1,4ジオキサン	0.5mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	銅及びその化合物	3mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	温度	45℃以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及 び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	水素イオン濃度 (pH)	5~9 未満
シス-1, 2-ジクロロエチ レン	0.4mg/L 以下	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満
1, 1, 1-トリクロロエタ ン	3mg/L 以下	浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
1, 1, 2-トリクロロエタ ン	0.06mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 未満
シマジン	0.03mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 未満
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下		

注) 「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の上段の数値については、河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を、下段の数値については、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

出典：所沢市 HP 下水道の排水規制

http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/gesuido/jigyosyaoshirase/suisitukisei.files/gesuihaijyoki_jyun20151021.pdf

また、工事の際に発生する排水は、公共用水域に放流する場合、同様に表 5.1-33 に示す、埼玉県生活環境保全条例の適用を受ける。

表 5.1-33 建設工事等に伴い発生する汚水の基準

【埼玉県】

項目	基準値	対象となる工事 (指定土木建設作業)
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	<ul style="list-style-type: none"> ・杭工事 ・地盤改良工事 ・根切り工事 ・シールド工事 ・アンカー工事
浮遊物質 (mg/L)	180 (日間平均 150) 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	5 以下	

出典 所沢市 HP 指定土木建設作業の排水規制

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/mizudojo/siteidobokukennsetusagyou.html>)

(6) ダイオキシン類

表 5.1-34 に示すとおり、ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設を有する事業場には、排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の排出基準を定めている。

表 5.1-34 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

【大気質】

特定施設の種類の		新設施設 (ng-TEQ/m ³ N)	既設施設 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5m ² 以上又は 焼却能力が1時間当たり 50kg 以上のもの)	4t/h 以上	0.1 以下	1 以下
	2t/h 以上 t/h 未満	1 以下	5 以下
	2t/h 未満	5 以下	10 以下
製鋼の用に供する電気炉 (圧器の定格容量が 1000kV・A 以上のもの)		0.5 以下	5 以下
焼結鉄の製造の用に供する焼結炉 (原料の処理能力が1時間当たり 1t 以上のもの)		0.1 以下	1 以下
鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉄炉、溶解炉及び乾燥炉 (原料の処理能力が1時間当たり 0.5t 以上のもの)		1 以下	10 以下
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉 (焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり 0.5t 以上のもの、溶解炉にあっては容量が 1t 以上のもの)		1 以下	5 以下

注 1) 廃棄物焼却炉については、酸素濃度 12%補正、焼結施設については酸素濃度 15%補正を行う。

注 2) すでに大気汚染防止法において指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用する。

【水質】

特定施設の種類の	排出基準
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10 pg-TEQ/L 以下
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）硫酸濃縮施設 （ロ）シクロヘキサン分離施設 （ハ）廃ガス洗浄施設	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）水洗施設 （ロ）廃ガス洗浄施設	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）乾燥施設 （ハ）廃ガス洗浄施設	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）廃ガス洗浄施設	
8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ [3,2-b・・3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。（ハ）において単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 （ロ）ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 （ハ）ジオキサジンバイオレット洗浄施設 （ニ）熱風乾燥施設	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの （イ）廃ガス洗浄施設 （ロ）湿式集じん施設	
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）精製施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設	
担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）精製施設 （ハ）廃ガス洗浄施設	
別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの （イ）廃ガス洗浄施設 （ロ）湿式集じん施設	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設	
フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）プラズマ反応施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設	
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）精製施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設	
第一号から第十八号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十八号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

出典 環境省 HP ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等
<http://www.env.go.jp/chemi/dioxin/outline/ki jun.html>

3) 環境基準

(1) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、表 5.1-35～38 に示すとおりである。

表 5.1-35 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(48.5.16 告示)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8 告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11 告示)
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(48.5.8 告示)
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。	

出典：昭和 48 年環告 25 最終改正平成 8 年環告 73
<http://www.env.go.jp/ki jun/taiki.html>

表 5.1-36 有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19 告示)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：昭和 48 年環告 25 最終改正平成 8 年環告 73
<http://www.env.go.jp/ki jun/taiki.html>

表 5.1-37 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27 告示)
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。 2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

出典：平成 21 年環告 33
<http://www.env.go.jp/ki jun/taiki.html>

表 5.1-38 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。(H21.9.9 告示)
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：平成 21 年環告 33
(<http://www.env.go.jp/ki jun/taiki.html>)

(2) 水質

水質汚濁に係る環境基準は、表 5.1-39、40 に示すとおりである。

表 5.1-39 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：昭和 46 年環告 59 最終改正平成 28 年環告 37
(<http://www.env.go.jp/ki jun/wt1.html>)

表 5.1-40 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川-ア)

類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考

1. 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする (湖沼もこれに準ずる。)
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう (湖沼海域もこれに準ずる。)
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう (湖沼、海域もこれに準ずる。)
試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階 (試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。) を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- 注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用
- 注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 注 5) 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない限度

出典 環境省 HP 水・土壌・地盤・海洋環境の保全 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)
(<https://www.env.go.jp/kijun/wt2-1-1.htm>)

表 5.1-40 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川一イ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及び その塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

出典 環境省 HP 水・土壌・地盤・海洋環境の保全 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)
(<https://www.env.go.jp/ki jun/wt2-1-1.htm>)

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 5.1-41 に示すとおりである。

表 5.1-41 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む) 及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法 (この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。) により測定した値 (以下「簡易測定値」という。) に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典：平成 11 年環告 68 最終改正平成 21 年環告 11
(<http://www.env.go.jp/ki jun/dioxin.html>)

(4) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、表 5.1-42 に示すとおりである。

表 5.1-42 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>

出典：平成 3 年環告 46 最終改正平成 28 年環告 30

(<http://www.env.go.jp/ki jun/dt1.html>)

(5) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 5.1-43 に示すとおりである。

表 5.1-43 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5、又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：平成 9 年環告 10 最終改正平成 28 年環告 31
(www.env.go.jp/ki_jun/tikat1.htm)

(6) 騒音

騒音に係る環境基準は、表 5.1-44 に示すとおりである。また、地域の類型及び各類型を当てはめる地域は、表 5.1-45 及び図 5.1-21 に示すとおりである。

表 5.1-44 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 最終改正平成 24 年 3 月 30 日環告 54 号)

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、道路に面する地域は次表による。

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合、幹線交通を担う道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路)に近接する空間(道路端から 2 車線は 15m、3 車線以上は 20m の範囲)については、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

出典：平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 最終改正平成 24 年 3 月 30 日環告 54 号

(<http://www.env.go.jp/kijun/oto1-1.html>)

表 5.1-45 地域の類型及び各類型を当てはめる地域

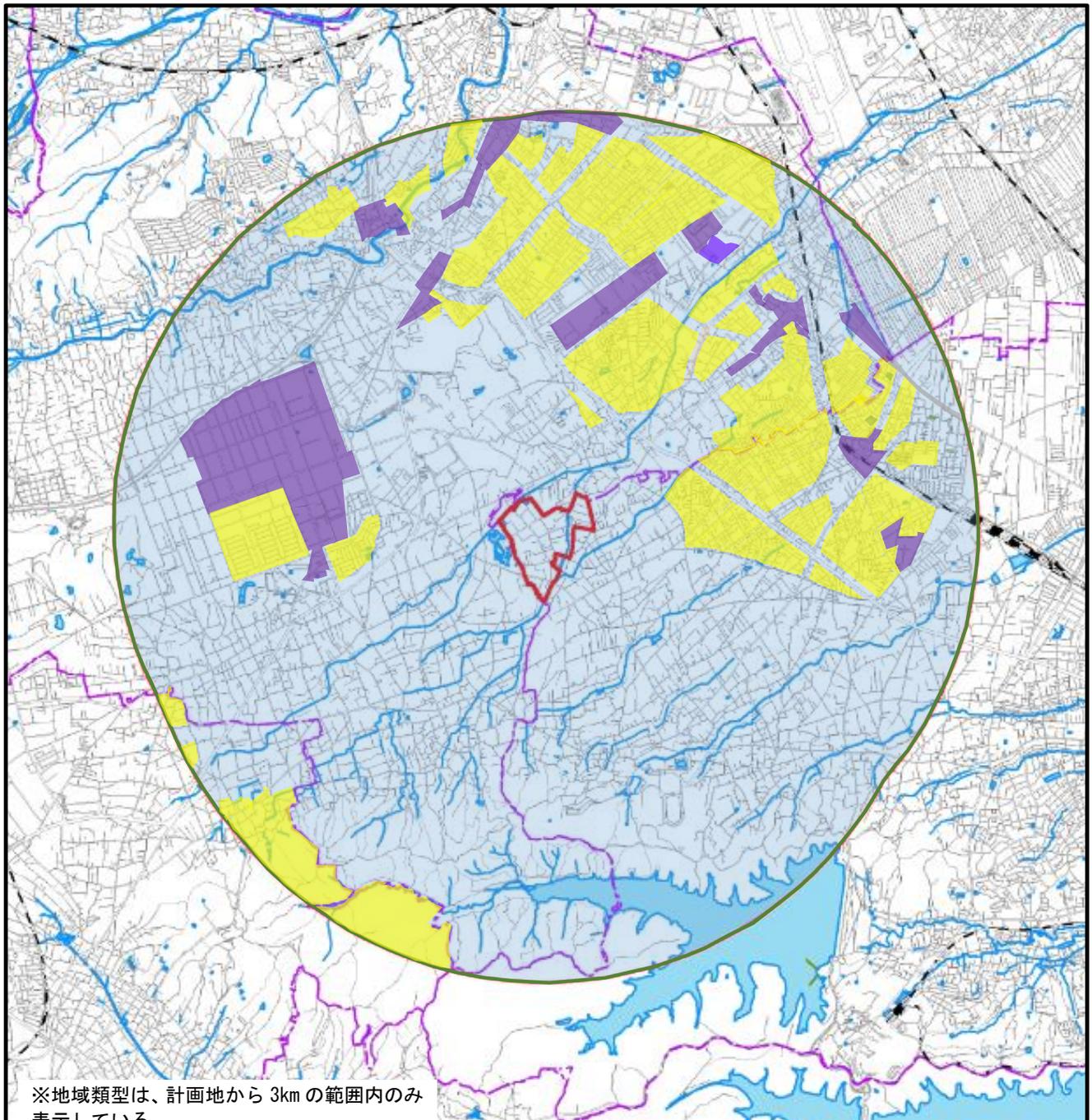
【埼玉県】

地域の類型	地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

【東京都瑞穂町】

地域の類型	地域
AA	清瀬市の区域のうち、松山 3 丁目 1 番、竹丘 1 丁目 17 番、竹丘 3 丁目 1 番から 3 番まで及び竹丘 3 丁目 10 番の区域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面

東京都環境局 HP 環境基準 (http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/noise/result/standard_02.html)



※地域類型は、計画地から3kmの範囲内のみ表示している。

凡例

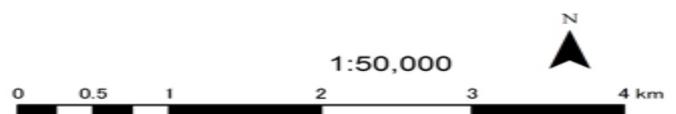
- | | | | | | |
|---|------------|---|------|---|------|
|  | 計画地 |  | A 類型 |  | C 類型 |
|  | 計画地から 3 km |  | B 類型 | | |

出典：騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（埼玉県平成 11 年 2 月 26 日告示第 287 号）

騒音に係る環境基準の地域類型の指定（東京都平成 11 年 3 月 10 日告示第 259 号）

図 5.1-21

騒音に係る環境基準の地域類型の指定



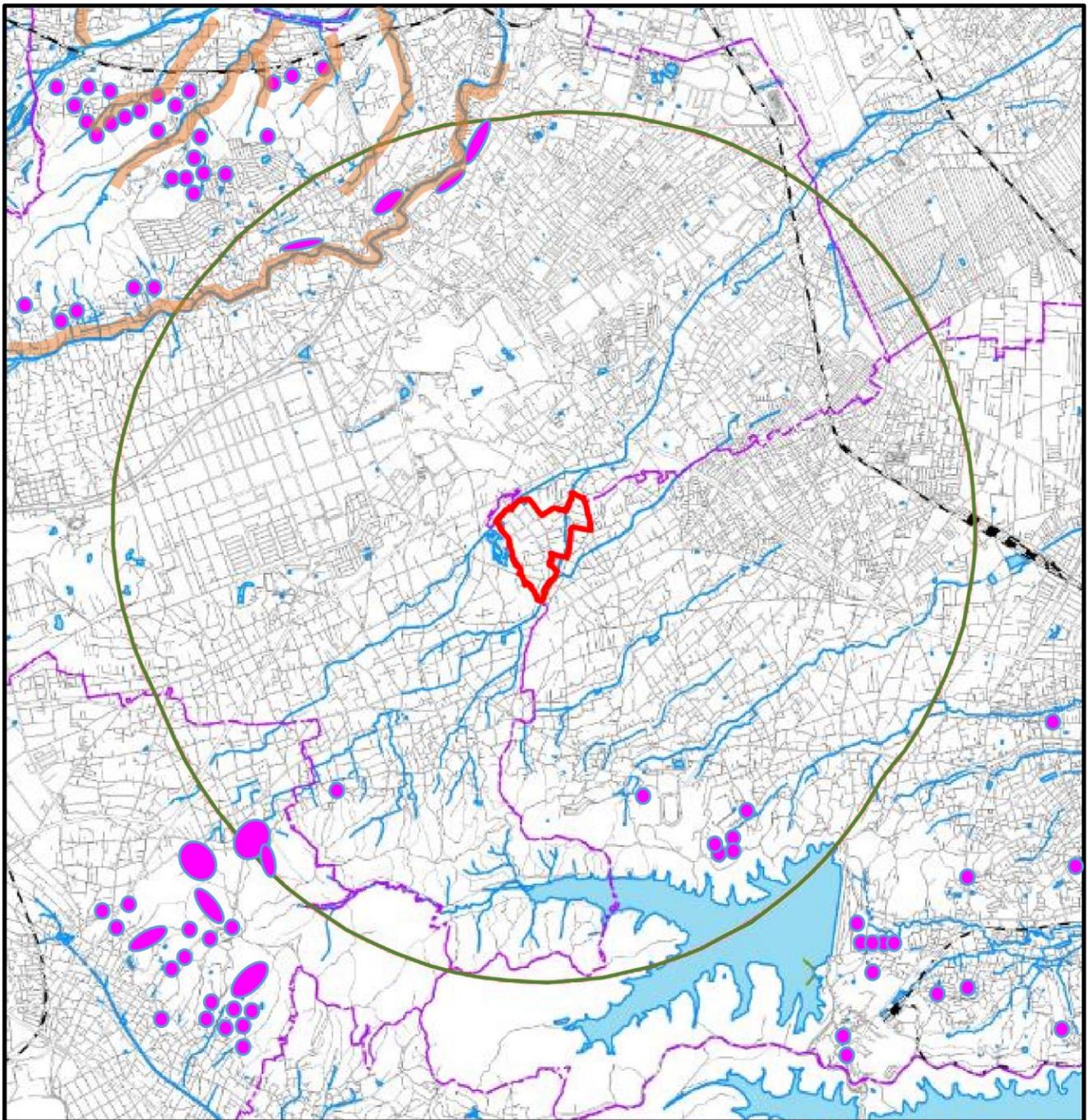
4) 災害防止に関する地域等の状況

(1) 災害の防止に関する法令に基づく地域・区域の指定状況

川越県土整備事務所 HP (<https://www.pref.saitama.lg.jp/b1004/kuikishitei.html>) によると、県指定の急傾斜地崩壊危険箇所は、県内で 94 か所指定されているが、計画地内およびその周辺には存在しない。

また、所沢市 HP の、「市内の土砂災害危険箇所」(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/moshimo/bosai/sonaeru/saigaisonael/bousai20150223152256953.html>) によると、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が所沢市内に 48 区域指定されている（平成 27 年 2 月 28 日指定）が、計画地内には存在しない。また、砂防法（明治 30 年 3 月 法律第 29 号）に基づく砂防指定地についても計画地内には存在しない。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、砂防指定地を図 5.1-22 に示す。

地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定は計画地内および周辺には存在しない。



凡例

- 計画地
- 計画地から 3 km

- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- 砂防指定地

出典：所沢市 HP ハザードマップ、避難所、防災ガイド、水害履歴等

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/moshimo/bosai/sonaeru/saigaisonael/index.html>

入間市 HP 土砂災害防止法に基づく警戒区域等について

http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/bousai/bousai_list/1007076.html

瑞穂町 HP 瑞穂町防災マップ・ハザードマップ

http://www.town.mizuho.tokyo.jp/kurashi/004/001/p001851_d/fil/bousaimap%01omote.pdf

飯能県土整備事務所管内河川図

1:50,000

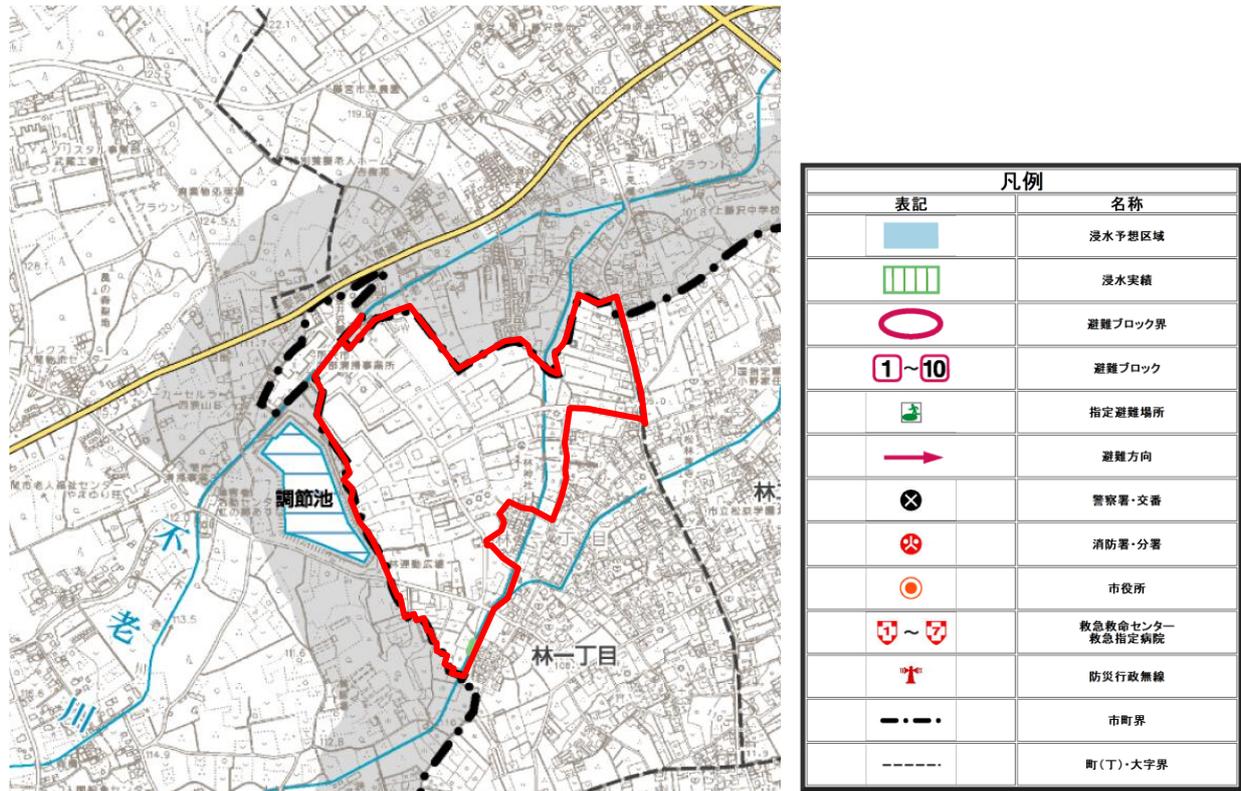


図 5.1-22 土砂災害指定区域等

(2) 洪水等により影響を受ける地域等の状況

図 5.1-23 に所沢市洪水ハザードマップを示す。

過去に計画地南部の谷川沿いにおいて浸水実績があるが、計画地は浸水予想区域外となっている。



※ 計画地

出典：所沢市 HP「所沢市洪水ハザードマップ」(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/hazardmap/index.htm>)

図 5.1-23 所沢市洪水ハザードマップ (2013 年 8 月改訂)

5. 1. 8 その他の事項

1) 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

(1) 計画地及びその周辺の環境基本計画

ア. 所沢市環境基本計画の概要

所沢市環境基本計画の概要は表 5. 1-46 に示すとおりである。

表 5. 1-46 所沢市環境基本計画の概要

<p>【望ましい環境像】 豊かなみどり あふれる笑顔 みんなで明日をつくるまち ところざわ</p>
<p>【環境目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 身近な行動から地球環境問題に取り組むまち 地球規模での環境問題に対し、市民・事業者・市が協働し、地域に密着した取り組みを行い、「身近な行動から地球環境問題に取り組むまち」をめざします。 3Rを実施し循環型社会を形成するまち 市民一人ひとりが大量生産・大量消費の社会や生活を見直し、ごみの発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）に基づき、「3Rを実施し循環型社会を形成するまち」をめざします。 みどり豊かで人と自然が共生するまち 本市の恵まれた自然環境と共生していくため、各主体がその価値観を共有し協力しながら、「みどり豊かで人と自然が共生するまち」をめざします。 健康で安心して暮らせる環境を守るまち 環境リスクに関する監視や未然防止などの取り組みを継続して行うとともに、関連法令の改正による新たな規制・基準などの変更にも柔軟に対応し施策を進め、「健康で安心して暮らせる環境を守るまち」をめざします。 快適でいつまでも住み続けたいまち 市民・事業者・市が協働し、様々な取り組みを実行し「快適でいつまでも住み続けたいまち」をめざします。 みんなで環境づくりに参加するまち 市民・事業者・市の協働によって、「みんなで環境づくりに参加するまち」をめざします。
<p>【施策の大柱と中柱】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地球環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の防止 ・その他の地球環境保全 循環型社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生、排出の抑制（リデュース） ・リユース・リサイクルの推進 ・廃棄物の適正処理 自然との共生 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全と緑の創出 ・水環境の保全、回復 ・生物多様性の保全 健康・安全な暮らしの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染の防止 ・水質汚染の防止 ・騒音、振動の防止 ・悪臭の防止 ・土壌、地盤の保全 ・化学物質の環境リスク対策 快適な都市環境の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・景観、美観の保全と形成 ・安心な都市空間の整備 ・オープンスペースの創造 ・歴史、文化的環境の保全 環境づくりへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の収集、活用 ・環境教育・環境学習の充実 ・参加と協働の推進 ・広域的な連携の推進

出典：所沢市 HP 「第2期所沢市環境基本計画（2015～2018年度）」（平成27年3月）

「第2期所沢市環境基本計画（2015～2018年度）概要版」（平成27年3月）

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyo/kankyokeikaku/index.html>)

イ. 入間市環境基本計画の概要

入間市環境基本計画の概要は表 5.1-47 に示すとおりである。

表 5.1-47 入間市環境基本計画の概要

<p>【望ましい環境像】</p> <ul style="list-style-type: none">① すべての人がお互いのつながりを大切にして、環境の保全及び創造に主体的に取り組むことができるまち② 他の生物と共に生き、次世代からの預かりものとして豊かな自然を守り引き継ぐことのできるまち③ 産業や歴史・文化が大切にされ、時間と空間にゆとりのある誰もが住み良さを感じられるまち④ 生活者としての感覚を活かし、身近なレベルから地球環境の保全に貢献できるまち
<p>【望ましい環境像を実現するための基本方針と施策】</p> <ul style="list-style-type: none">1 環境意識を持ち、自発的に行動する市民になる<ul style="list-style-type: none">(1) 行動する人をつくる(2) 行動する場・機会をつくる(3) 団体の活動力を高め、連携を強化する2 安心して健康で暮らせる生活環境を保全する<ul style="list-style-type: none">(1) きれいな空気を守る(2) きれいな水を守る(3) 騒音・振動・悪臭を防止する(4) 土壌・地下水の汚染を防止する(5) 有害物質による汚染を防止する3 豊かな自然環境を保全・再生して、活かす<ul style="list-style-type: none">(1) 残された雑木林の自然を守り、活かす(2) 水の環境を守り、水辺の自然を再生する(3) 畑を守り、活かす(4) 水と緑をつなぎ、緑の回廊をつくる(5) 身近な自然とのふれあいの機会を増やす4 うるおいとやすらぎのある、住みよい環境のまちをつくる<ul style="list-style-type: none">(1) 安心安全な住みよいまちをつくる(2) 緑豊かな市街地をつくる(3) 歴史・文化が大切にされた美しい空間を形成する(4) 環境にやさしい交通システムを構築する5 環境負荷を低減して、循環型の社会をつくる<ul style="list-style-type: none">(1) エネルギーを有効利用する(2) ごみの減量や再使用・再利用を推進する(3) グリーンコンシューマーノ取組を普及、支援する(4) 環境配慮の事業活動を普及、支援する6 地球環境保全のために貢献をする<ul style="list-style-type: none">(1) 地球温暖化防止の取組を推進する(2) 国際交流を通じて地球環境保全に取り組む(3) 生物多様性保全への取組を進める

出典：入間市 HP 【第二次入間市環境基本計画】

(www.city.iruma.saitama.jp/shisei/kankyo/kankyo_keikaku/1003685.html)

ウ. 狭山市環境基本計画の概要

狭山市環境基本計画の概要は表 5. 1-48 に示すとおりである。

表 5. 1-48 狭山市環境基本計画の概要

<p>【望ましい環境像】 ・みどりを友とし 地球にやさしい 都市・さやま</p>
<p>【狭山市の概要】 狭山市は、埼玉県の南西部、東京都心より 35km から 40km の距離に位置し、市域面積は 48.99km² です。市内には西武新宿線、西武池袋線が通り、新宿、池袋と約 40 分で結ばれているほか、国道 16 号、299 号、407 号や平成 27 年に埼玉県区間が全線開通した首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の広域的な道路ネットワークも形成され、将来に向かってさらなる発展が期待されています。 産業面では、昭和 40 年代に工業団地が開発されて以降、県内トップクラスの工業都市としての位置を保っているほか、狭山茶と生鮮野菜を中心とした都市近郊型農業が展開されています。 また、豊かな自然環境と東京に直結する交通利便性をあわせ持っていることから、住宅都市としても発展し、現在では、工業・農業の生産機能と居住機能が調和した、15 万人を超える人口を擁する都市となっています。</p>
<p>【基本的施策】 基本方針 (1) 自然環境の保全と生物多様性の回復 入間川・不老川とその周辺の斜面林や、農地と一体となったまとまりのある平地林について、狭山の緑の骨格として永続的な保全に努めます。 また、これらの樹林が多様な公益的機能を発揮するよう、市民参加による適切な管理に取り組み、生物多様性の回復による雑木林の質の向上を図るとともに、市民の生き物とのふれあいの場として活用します。さらに、環境保全型農業の普及、農とのふれあいの場としての活用及び地元農産物の消費促進を通じて、地元農業を支えながら、農地を保全していきます。 基本方針 (2) 水と緑のネットワークの形成 都市内の貴重な緑の拠点として、民有地や公共施設の緑化、公園緑地の整備を通じて、身近な緑の保全・創出に取り組みます。また、都市にうるおいを与える資源として、良好な水環境の形成に取り組み、市街地内の緑と川をつなぐことで、まち全体の水と緑のネットワーク形成を図ります。 基本方針 (3) 循環型社会の実現 「この地球 資源は有限 未来は無限」の基本理念のもと、ごみの減量とリサイクルに一層取り組むとともに、本市を取り巻く社会情勢や、市民のライフスタイルの変化に合わせて、ごみの収集やリサイクルの方法等、常によりよい仕組みを検討し、循環型社会の実現を目指します。 基本方針 (4) 環境汚染のない住みよいまちづくり 工場や事業場における規制基準の遵守とともに、都市・生活型公害や有害化学物質等へ適切な対応を実施し、市民が安全に健康に暮らせるよう、環境汚染のない住みよいまちづくりを進めます。 基本方針 (5) 低炭素社会形成へ向けた地域からの取り組み 「低炭素社会形成」の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及を中心に、省エネルギー型のまちづくり、車の利用をひかえる生活のための環境整備、地球にやさしい製品の普及に取り組んでいきます。 基本方針 (6) 環境学習の推進と環境保全活動の実践 市民団体の実績と豊富な人材、企業の技術力等を活用しながら環境意識の高い市民を育てる。 基本方針 (7) 環境情報の整備 より多くの人に十分に行き渡るよう環境情報を整備、公開していくとともに、市民、事業者、市の環境情報の共有と情報交流の場を確保していきます</p>

出典：狭山市 HP「第 2 次狭山市環境基本計画改定版」（平成 29 年 4 月）

(<https://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/gomi/kankyo/kankyokihonkeikaku2/2jikihonkeikakukaite.html>)

エ. 瑞穂町環境基本計画の概要

瑞穂町環境基本計画の概要は表 5.1-49 に示すとおりである。

表 5.1-49 瑞穂町環境基本計画の概要

<p>【望ましい環境像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標 自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ ・望ましい環境像 <ul style="list-style-type: none"> (1) さわやかな空気、清らかな大地、みんなが安心して暮らすことのできるまちを創るために (2) 豊かな緑、多様な生き物、みんなが共存できるまちを創るために (3) 歴史と文化を大切にし、みんなが楽しく暮らせるまちを創るために (4) 地域から地球へ、みんな地球を守っていくまちを創るために (5) みんなで考え、みんなで行動するまちを創るために
<p>【基本的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) -1 きれいな空気を守っていくために 自動車排出ガスによる環境負荷低減、固定発生源からの環境負荷低減、悪臭防止、調査・監視体制を充実し、情報を提供 (1) -2 きれいな水を守っていくために 水を汚す物質の排出防止、水循環を健全化、流域自治体などと連携し、良好な水環境創り、調査・監視体制を充実し情報提供 (1) -3 不快な騒音や振動をなくしていくために 騒音・振動の発生防止、騒音を調査し情報提供 (1) -4 清らかな大地を守っていくために 土壌汚染の防止対策推進、地盤沈下の防止対策推進、汚染状況を調査し情報提供 (1) -5 様々な公害を防いでいくために 有害化学物質による汚染防止、光害防止電磁波による被害防止 (2) -1 豊かな緑を守り、育てていくために 緑地を保全・育成、農地を保全し農業活性化、緑を守り育てるための住民活動推進 (2) -2 多様な生き物を守り、育てていくために 生き物に棲みやすい環境づくり、生物の生息状況についての情報提供 (2) -3 水辺を守り、育てていくために 水辺の保全 (3) -1 快適で美しいみずほを創っていくために 瑞穂の特性を活かした景観づくり、景観についての意識向上を図る (3) -2 魅力ある温かいみずほを創っていくために 人にやさしいまちづくり推進、憩いのあるまちづくり推進 (3) -3 安全安心やさしいみずほを創っていくために 安全なまちづくり推進、害時対策充実、横田基地対策推進 (4) -1 地球環境問題へ取り組むために 温室効果ガスの発生削減 省エネルギーの取り組み、再生可能エネルギーの利用、フロンなどの適正処理及び使用抑制、地球環境問題に関する情報提供 水やエネルギーの節約、再生可能エネルギーの導入 (4) -2 ごみを減らすために 家庭から出るごみを減らす、事業者が排出するごみを減らす、町全体のごみを減らす、不法投棄・不適正排出を防止、ごみの適正処理に関する情報を提供 (4) -3 資源を再利用するために ごみの分別徹底、資源の再利用を推進、環境に配慮した製品の利用推進 (5) -1 みんなで学び、協力していくために 環境教育・環境学習推進、環境に関する様々な情報提供、様々な活動支援

出典：瑞穂市 HP「瑞穂町環境基本計画改訂版」(平成 29 年 3 月)
(<http://www.town.mizuho.tokyo.jp/tyosei/002/010/p001399.html>)

(2) 計画地及びその周辺の緑の基本計画

ア. 所沢市みどりの基本計画及びアクションプラン

所沢市みどりの基本計画による施策の概要は表 5. 1-50 に示すとおりである。

表 5. 1-50 所沢市みどりの基本計画等及びアクションプラン

基本方針	基本方針に対する施策
I みどりの保全	1) 自然豊かな樹林地の保全 2) 樹林地と水辺地の一体的な保全 3) 生物多様性に配慮したみどりの質の向上 4) 農地の保全と活用
II みどりの創出	1) 道路、学校などの公共公益施設の緑化 2) 住宅地などの民有地の緑化
III 公園等の整備	1) 親しみのある身近な公園づくり 2) 多くの人が集う、魅力ある公園づくり 3) 安全で快適な公園づくり
IV みどりの活動の推進	1) みどりを守り育てる制度の充実 2) みどりとふれあう機会の充実 3) みどりへの理解と意識の向上

出典：所沢市 HP「所沢市みどりの基本計画」（平成 23 年 9 月）

(http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/midori/midori_keikaku/)

イ. 入間市みどりの基本計画による施策の概要

入間市みどりの基本計画による施策の概要は表 5. 1-51 に示すとおりである。

表 5. 1-51 入間市みどりの基本計画による施策の概要

基本方針 1 ふるさと入間の骨格となる緑を守り、育てよう ～緑の保全～	
施策の方向	施策内容
(1) 加治丘陵・狭山丘陵の保全	1. 加治丘陵の公有地化の推進 2. 加治丘陵の適切な維持管理 3. 加治丘陵の活用 4. 加治丘陵の多様な主体による維持管理と活用 5. 入間市緑の基金の充実 6. さいたま緑の森博物館と連携した狭山丘陵の保全 7. 周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用 8. 間伐材の活用検討
(2) 市街化調整区域に広がる農地の保全	9. 農業振興地域内の農用地区域の指定継続
(3) 河川環境の保全	10. 河川の水環境の保全 環境課 継続 11. 河川周辺の優れた自然環境の保全
基本方針 2 緑をつなぎ、緑の回廊をつくろう ～緑のネットワーク化～	
施策の方向	施策内容
(1) エコロジカルネットワーク形成の推進	12. 優れた自然環境を有する樹林地や水辺地の保全の推進 13. 公園・緑地のエコアップの推進 都市計画課 後期 14. 生き物に配慮した施設緑化の推進
(2) 入間の緑を楽しむネットワーク形成の推進と活用	15. 遊歩道の整備の推進 16. 緑を楽しむネットワークの活用の促進

基本方針3 地域の貴重な緑を守り、育てよう ～緑の質の向上～	
施策の方向	施策内容
(1) 平地林・斜面林の保全	17. 平地林の保全の推進 18. 斜面林の保全の推進 19. 樹林地カルテの作成の検討 20. 樹林地管理のしくみづくりの検討 21. 樹林地再生のための管理の実施の検討
(2) 地域のシンボルとなっている樹木の保全	22. 保護樹木の指定の推進 23. 樹木所有者の負担軽減となる制度の導入の検討 24. 樹木カルテの作成の検討
(3) 市街地の農地の保全と活用	25. 生産緑地地区の指定の継続 26. 公園不足域の生産緑地地区の公園用地としての活用 27. 市民農園の設置の継続
(4) 公園の維持管理・運営の充実	28. 公園施設の適切な維持管理 29. 大木化した公園樹木の適切な維持管理 30. 地域住民との協働による公園の管理運営のしくみづくり 31. 指定管理者制度による公園の維持管理・運営 32. 公園の維持管理・運営における民間参画の研究
(5) 生物多様性の確保に貢献する緑の保全	33. 自然環境調査の定期的な実施 34. 希少な動植物の保護の推進 35. 特定外来生物などの駆除体制の充実
基本方針4 身近な緑をつくり、増やそう ～緑の創出～	
施策の方向	施策内容
(1) 新たな公園の整備	36. (仮称) 加治丘陵さとやま自然公園の用地取得の推進 37. (仮称) 加治丘陵さとやま自然公園の施設整備の推進 38. 身近な公園の整備の推進 39. 土地区画整理事業による公園の整備の推進 40. 公園再配置計画、リニューアル計画の検討 41. 地域特性を活かした公園の整備とリニューアル 42. 市民参加型の公園づくりの推進 43. 避難場所に指定された公園の防災機能の整備の検討
(2) 街路樹等の整備の推進	44. 道路整備に合わせた街路樹の整備の推進 45. 駅前広場の緑化の推進
(3) 公共施設緑化の推進	46. 学校の緑化の推進 47. 市庁舎等の緑化の推進
(4) 民間施設緑化の促進	48. 緑化推進における法制度の活用方法の研究 49. 開発行為における緑化基準の適正な運用と検証 50. 奨励補助制度による生垣緑化の促進 都市計画課 継続 51. 苗木の配布制度の充実 52. 施設緑化ガイドラインの作成
基本方針5 みんなで緑について考え、行動しよう ～緑の活動の充実～	
施策の方向	施策内容
(1) 緑に関する知識と理解を深める	53. 緑に関するイベントの開催 54. 緑に関する講習会の開催 55. 子どもを対象とした緑に関するイベントの開催 56. 緑に関する情報発信の充実
(2) 市民協働のしくみづくり	57. 多様な主体による緑の維持管理の推進 58. (仮称) 緑のサポーター制度の導入の検討 59. 緑のボランティアの育成 60. 緑のボランティア活動への支援の充実 61. 緑のまちづくりに関する活動の促進

出典：入間市 HP「入間市みどりの基本計画」(平成 23 年 9 月)

(<http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/shingikai/kaigi/1008351.html>)

ウ. 狭山市緑の基本計画による施策の概要

狭山市緑の基本計画による施策の概要は表 5.1-52 に示すとおりである。

表 5.1-52 狭山市緑の基本計画による施策の概要

基本理念 「かがやく緑・きらめく水 緑と水が息づくまち・さやま」		
基本方針	施策	具体的施策
1 緑を守り育てる 【緑の保全】	(1) 樹林・樹木の保全	①骨格となる樹林の保全 ②点在する樹林・樹木の保全 ③特別緑地保全地区の保全 ④開発における樹林・樹木の保全
	(2) 農地の保全	①市街化区域内の農地の保全 ②市街化調整区域内の農地の保全
	(3) 水辺の保全	①自然豊かな入間川の水辺の保全
	(4) 生物の多様性に配慮した環境の保全	①市南部の生息場所の保全 ②市中央部の生息場所の保全 ③市北部の生息場所の保全 ④その他の生育場所の保全
2 緑をつくり育てる 【緑の創出】	(1) 緑と水にふれあえる空間の創出	①公園の整備 ②河川・水路の緑化 ③自然とのふれあいの場の整備
	(2) 身近な緑の創出	①公共公益施設の緑化 ②民有地の緑化 ③道路緑化
3 緑の拠点を活用する 【緑の活用】	(1) 緑の拠点となる公園 緑地の活用	①智光山公園の活用 ②入間川河川敷公園の活用 ③堀兼・上赤坂公園の活用 ④公有地化した平地林の活用
4 緑を育てるしくみをつくる 【緑の普及】	(1) 緑を育てる体制づくり	① 緑と水のまちづくり推進体制の確立 ②緑のリサイクルの推進 ③民間団体の育成 ④市民援助体制の充実 ⑤緑化基金の充実
	(2) 普及・啓発	①情報提供 ②イベントの開催 ③緑化意識の高揚

出典：狭山市 HP「第2次狭山市緑の基本計画」（平成15年3月）

(<https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/gyosei/kurasi/midorinokihonkeikaku.html>)

エ. 瑞穂町 緑の基本計画による施策の概要

瑞穂町 緑の基本計画による施策の概要は表 5. 1-53 に示すとおりである。

表 5. 1-53 瑞穂町 緑の基本計画による施策の概要

基本理念 みどりとともに発展するいきいきとした生活のあるまち 「グリーンアンドヒューマンライフトOWN みずほ」	
基本方針	具体的施策
みどりをつくる	地域の身近なみどりの拠点となる公園をバランスよく配置します。
	レクリエーション利用や防災上の中心となる公園を整備します。
みどりをまもり、いかす	狭山丘陵、平地林、農地を町のみどりの骨格軸として、自然生態系と人の営みが共生したみどりのまちづくりを進めていきます。
	寺社境内地のみどりや屋敷林、農地などをまもり、いかすことにより、みどり豊かでうるおいのある個性的なまちとします。
みどりをつなげる	狭山丘陵をはじめとする自然地や公園・道路の緑化、遊歩道の整備、河川の親水整備などにより、みどりのネットワークを形成します。
みどりをふやす	みどり豊かで美しく快適な街並みを形成するために、公共施設や住宅地、商店街、工場といったそれぞれの特長を考慮した緑化の方策を、住民の皆様と企業、行政とが協力し合いながら進めていきます。
みどりをひろげる しくみを整える	みどりあふれる快適な生活のあるまちを実現するために、みどりの重要性への認識を深め、協力体制を創り自発的な活動への機会の創出や後押しをするしくみづくりを進めていきます。

出典：瑞穂町 HP 「瑞穂町緑の基本計画」(平成 29 年 3 月)

([https:// http://www.town.mizuho.tokyo.jp/tyosei/002/007/p001384.html](https://http://www.town.mizuho.tokyo.jp/tyosei/002/007/p001384.html))

(3) 計画地及びその周辺の都市計画マスタープラン

ア. 所沢市都市計画マスタープランによる都市環境等の整備方針

所沢市都市計画マスタープランによる、計画地が含まれる三ヶ島地域の街づくり方針は表 5.1-54 に示すとおりである。

表 5.1-54 所沢市都市計画マスタープランによる三ヶ島地域の地域別構想

<p>【街づくりの目標】 みどり豊かな農地の保全と住宅地の再整備によるゆとりのある誰にでもやさしい街づくり</p>
<p>【街づくりの方針】</p> <ul style="list-style-type: none">○災害に強い街づくり<ul style="list-style-type: none">・土地区画整理事業などによる都市基盤施設の整備。・狭あい道路の拡幅、緑化の推進。・地区防災拠点や備蓄庫の整備・避難場所の整備○生活利便性の向上<ul style="list-style-type: none">・狭山ヶ丘駅周辺は、土地区画整理事業などを活用して、商業・サービス機能を誘導するとともに、既存商店街を活性化し、地域生活拠点として整備。・安全な遊歩道の整備やベンチなどの設置。・多世代の交流や災害時の拠点となる広場や集会所の整備。・狭山ヶ丘駅への観光資源などの案内地図や生活情報を提供する案内板などの整備。・駅周辺などの緑化の推進。○豊かな自然を活用した良好な住環境の創出<ul style="list-style-type: none">・狭山丘陵の維持・保全。・和幸の森、小野家住宅、若狭山の神市民の森などを市民の憩いの拠点、景観の形成の拠点として整備・保全。・(仮称) 三ヶ島堀之内公園の整備の検討。・身近なみどりをいかした公園・広場の整備、既存の公園の充実。・ふるさとの緑の景観地による、河川などと一体となった雑木林の保全。・営農環境の維持と農地の保全。・市街化調整区域内の建築規制による環境の維持・保全。・市街化調整区域内への合併浄化槽の設置促進。・既存の遊歩道や河川を活用し、魅力的資源などを結ぶ散策路の整備。・ごみの不法投棄の防止。○地域内の交通体系の確立<ul style="list-style-type: none">・都市計画道路や上藤沢・林・宮寺間新設道路の早期整備。・地域内の生活道路網体系の早期確立。・地域内幹線道路の拡幅や歩道の整備、一方通行の交通規制の指定。・歩道の整備・拡幅、街路樹・街灯の整備による歩行者の交通環境の充実。○地域の特性をいかした土地利用<ul style="list-style-type: none">・周辺環境に配慮した、三ヶ島工業団地の拡張。・工業団地拡張にともなう企業誘致。・既存工場集積地における周辺住環境に配慮した操業環境の充実。

出典：所沢市 HP「所沢市街づくり基本方針（都市計画マスタープラン）」（平成 26 年 3 月）
(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/toshikeikaku/index.html>)

イ. 入間市都市計画マスタープランによる都市環境等の整備方針

入間市都市計画マスタープランによる、計画地に隣接する入間市宮寺・二本木地域のまちづくり方針は表 5. 1-55 に示すとおりである。

表 5. 1-55 入間市都市計画マスタープランによる入間市宮寺・二本木地域のまちづくり方針

<p>【地域の将来目標】 産業と生活の場・自然資源が 共存する 機能的なまちの形成</p>
<p>【地域のまちづくりの方針】</p> <p>○産業基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 武蔵工業団地の環境整備と隣接する狭山台土地区 画整理事業の推進により、本市の産業を担う地区としての基盤強化を図る。・ 圏央道入間インターチェンジおよび国道 16 号 沿道周辺においても工業団地や大規模商業施設等の 波及効果を有効に活用した産業、物流等の拠点となるよう整備を図る。 <p>○生活利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域住民の生活利便性向上のため、既存の公共施設等を中心とする地区を生活拠点として形成することにより、地域内での生活に必要な機能の効率的配置と誘導を図る。・ 近年、圏央道入間インターチェンジ周辺に県内 はじめ関東周辺からも多くの集客がある大規模商業施設ができ、国道 16 号沿道の郊外型サービス施設の立地も目立っています。このことから、生活道路の拡幅整備等により、これらの施設へのアクセス性の向上を図り、地域住民の利便性を向上させるとともに、住宅地内への無秩序な施設立地を抑え、良好な居住環境を保全していく。 <p>○都市間・地域間のアクセス性の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域内を走る県道、市道などの拡幅整備、交差点改良等により、新たな地域の軸の形成を図るとともに、 都市間や市内各地域との連絡性が向上するような機能の強化を図る。・ 都市間・地域間のアクセス強化を図る路線以外の路線は、極力不要な車両の進入を抑制し、地域の住環境の保全を図る。 <p>○自然資源の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域の南端には狭山丘陵が位置し、地域内には多くの平地林が存在する自然資源の豊かな地域です。これらは、地域および都市の重要な自然環境機能であることから、積極的な保全を図るとともに、丘陵地や平地林は市民の安らぎや自然観察の場として活用を図る。

出典：入間市 HP「入間市都市計画マスタープラン」(平成 13 年 3 月(平成 24 年 3 月改訂))
(http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/toshikeikaku/toshikeimasterplan/toshikeikaku_02.html)

(4) 計画地及びその周辺の景観計画

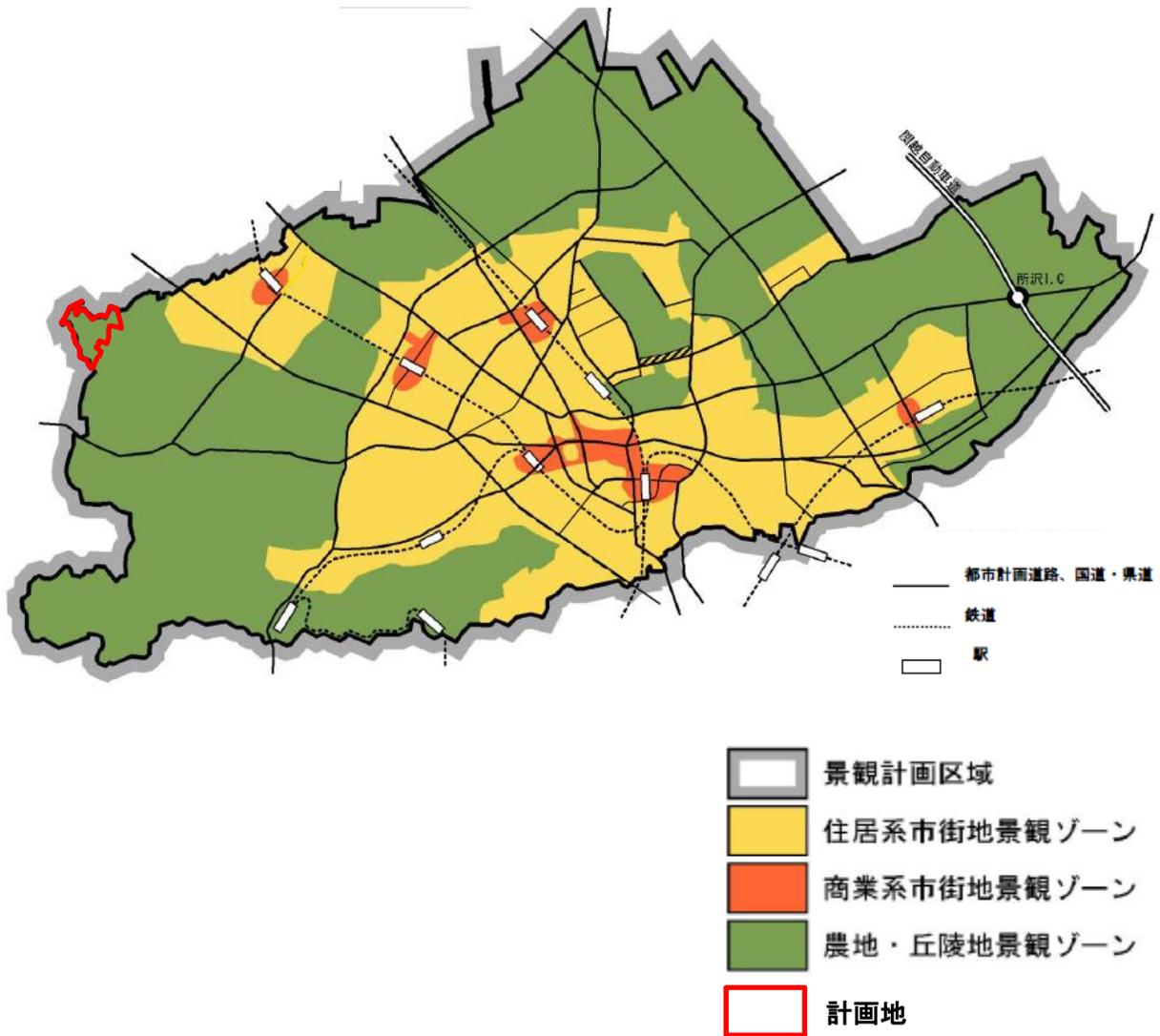
ア. 所沢市景観計画による景観形成方針

所沢市景観計画では、表 5.1-56 に示すとおり景観計画区域を 3 つのゾーンに分けて、各ゾーンの目標及び方針を設定している。なお、計画地及び隣接する地域は、「農地・丘陵地景観ゾーン」に区分されている。区域図を図 5.1-24-1 に示す。

表 5.1-56 所沢市景観計画による景観計画区域各ゾーンの目標及び方針

ゾーン区分	ゾーンの設定	ゾーン目標	ゾーン方針
住居系市街地 景観ゾーン	用途地域の指定のある区域 (商業系市街地景観ゾーン を除き、一部に用途地域の 指定のない区域を含む。)	周辺環境と調 和し、まとま りのある街並 みにより、や すらぎや憩い が感じられる 住居系市街地 の景観の形成	○みどりと調和し、やすらぎや憩いが感じ られる住宅地の景観の形成 ○地域の特性に応じた住宅地の景観の形成 ○地域と調和した幹線道路沿いの景観の形成 ○柳瀬川、東川および砂川堀の魅力ある河川 沿いの景観の形成 ○周辺環境と調和した住宅地の色彩による 景観の形成
商業系市街地 景観ゾーン	所沢駅周辺の中心市街地な らびに西所沢駅、新所沢 駅、小手指駅、狭山ヶ丘駅 および東所沢駅周辺におけ る商業系用途地域(商業地 域・近隣商業地域)の区域	生活の拠点と しての魅力と にぎわいのあ る、快適な商 業系市街地の 景観の形成	○秩序ある快適な商業地の景観の形成 ○地域の特性に応じた生活の拠点としての 景観の形成 ○秩序とにぎわいのある幹線道路沿いの景観の形成 ○商業地の魅力をつくる東川沿いの景観の形成 ○商業地にふさわしい色彩による景観の形成
農地・丘陵地 景観ゾーン	用途地域の指定のない区域 (一部を除く。)	みどりや地形 等の保全・活 用を図った農 地・丘陵地の 景観の形成	○みどりを保全した農地・丘陵地の景観の形成 ○地域の特性に応じてみどりを活用した農地・ 丘陵地の景観の形成 ○地域の環境と調和した幹線道路沿いの景観の形成 ○柳瀬川、東川および砂川堀の魅力ある河川沿い の景観の形成 ○みどりが美しく映える色彩による景観の 形成

出典：所沢市 HP「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」(平成 23 年 7 月 所沢市)
(http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/keikan/toskei_20110406135719809.html)



出典：所沢市HP「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」（平成23年7月 所沢市）
 (<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/keikan/keikantodokede.files/keikankeikakuikitozonkubunzu.pdf>)

図 5.1-24-1 所沢市景観計画区域とゾーン区分図

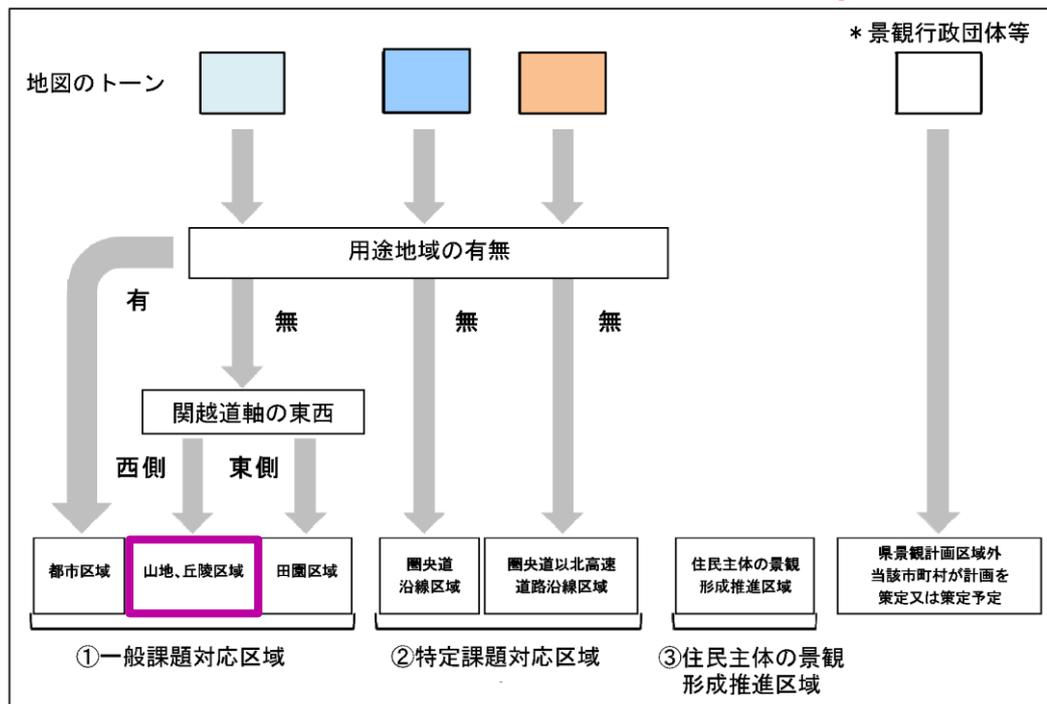
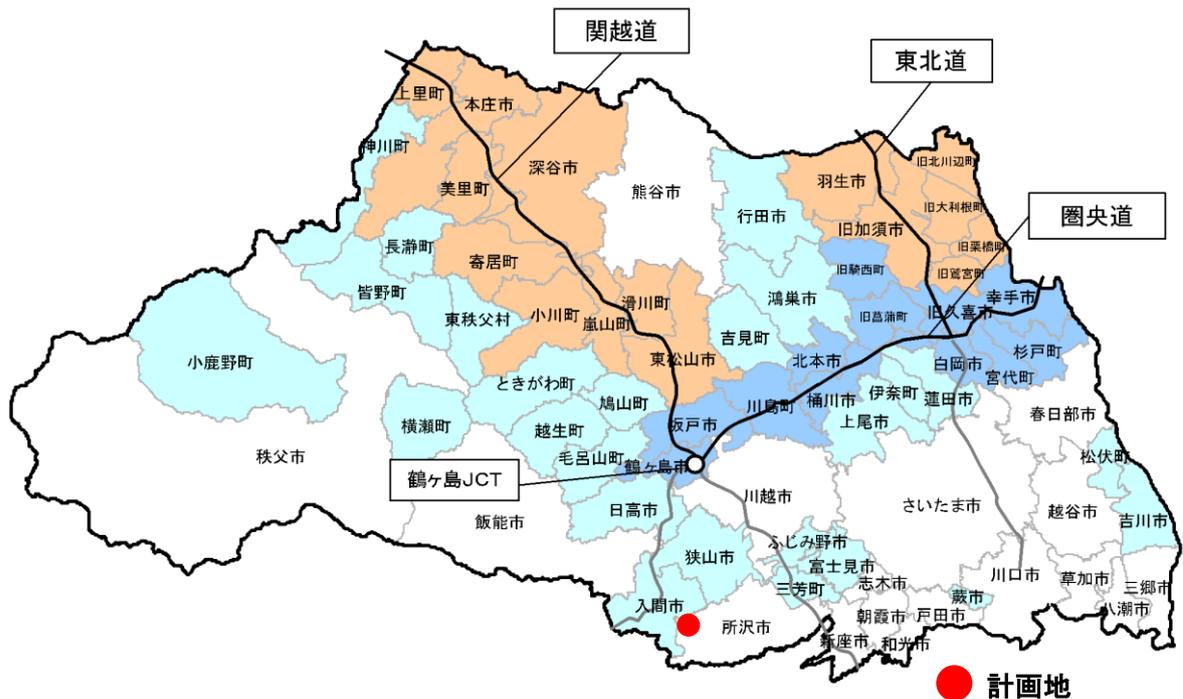
イ. 埼玉県景観計画による景観形成方針

埼玉県景観計画では、表 5.1-57 に示すとおり県の景観計画区域を 5 つのゾーンに分けて、各ゾーンの目標及び方針を設定している。なお、計画地の所沢市は県の景観計画区域外となっており、前述の所沢市景観計画による景観形成方針を定めている。隣接する入間市の地域は、一般課題対応区域の「山地、丘陵区域」に区分されている。

表 5.1-57 埼玉県景観計画による景観計画区域各ゾーンの目標及び方針

景観計画区域	区域	景観上の特性	課題
一般課題対応区域	ア 都市区域	<ul style="list-style-type: none"> 賑わいの中にも落ち着きと統一感のあるまち並み。 地区計画等の地域のルールをつくっているまち並み。 旧街道に沿った歴史ある景観資源の存在。 	<ul style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩の建築物や工作物。高さや壁面線などの不揃いなまち並み。 乱立する屋外広告物、電線、電柱類。 都市化にともなって減少しつつある歴史的景観資源。
	イ 田園区域	<ul style="list-style-type: none"> 水田、畑、水路、平地林、斜面林、社寺林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。 荒川と利根川の二大河川を中心に、様々な表情を持つ豊かな水辺景観の連なり。 古墳等の歴史遺産の分布。 	
	ウ 山地、丘陵区域	<ul style="list-style-type: none"> 県土の背景となる高い尾根の山々と、名勝渓谷等、山間谷間のダイナミックな自然美。 貴重な群落をもつ自然植生主体の山奥と、植林が主体となる山地の豊かな植生。 植林が主体の丘陵地に里山的な樹林が混在し、水辺、田畑、平地林、斜面林、屋敷林が織り成すのどかな里山の情景。 東部には広がりのある低地を望み、西部には背景となる山並みを望む魅力的な遠望。 	
特定課題対応区域	ア 圏央道沿線区域	<ul style="list-style-type: none"> 水田、畑、水路、平地林、斜面林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。 中小河川等、潤いのある水辺景観。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏央道の整備に伴い、市町域を超え、広域に開発圧力が高まり、急速に建築物、工作物及び資材置き場等が増えることが予想される。 圏央道の整備に伴い県内高道路網が充実し、関越道、東北道の利便性が向上する。このため、市町域を超え広域に開発圧力が高まり、建築物及び工作物が増えることが予想される。
	イ 圏央道以北高道路沿線区域	<p>(ア) 東北道沿線</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田、畑、水路、平地林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。 中小河川等、潤いのある水辺景観。 <p>(イ) 関越道沿線</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部には広がりのある低地を望み、西部には背景となる山並みを望む魅力的な遠望。 植林が主体の丘陵地に里山的な樹林が混在し、水辺、田畑、平地林、斜面林、屋敷林が織り成すのどかな里山の情景。 	

出典：埼玉県 HP「埼玉県景観条例・埼玉県景観計画の概要」(平成 28 年 4 月 1 日)
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/documents/keikankeikaku29.pdf>



: 計画地に隣接する入間市の区域区分

出典：埼玉県 HP 「埼玉県景観条例・埼玉県景観計画の概要」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/documents/keikankeikakuh29.pdf>

図 5.1-24-2 埼玉県景観計画による景観計画区域

2) 環境保全に関する取り組み状況等

第2期所沢環境基本計画で設定された施策と指標の現状値を表5.1-58に示す。

表5.1-58 所沢市環境基本計画の指標と現状値

施策	指標	現状値 (H26年度)
温室効果ガス排出量の算定・把握	市域における温室効果ガス排出量	1,610,000t-CO ₂
自動車の利用の削減	ノーカーデーの実施	本庁舎 14.73%、本庁舎以外 5.69%
低公害車の導入	公用車における低公害車・低燃費車等の導入率	80.7%
公共交通機関の利便性向上	市内駅における鉄道旅客乗降者数	60,081,248人
	ところバスの利用者数	373,518人
公共施設における太陽光発電	太陽光発電システム設置件数	3879件
	太陽光発電システムの総発電出力	573.2KW
地球環境の保全	省エネデー参加率	8.4%
	市役所の活動に伴う温室効果ガス排出量削減率	8.7%
地産地消の推進	所沢産農産物の直売所への出荷割合	60%
特定フロン等使用機器の管理	公共施設におけるノンフロン製品の購入数	68台
酸性雨原因物質の削減	水素イオン濃度 (pH) 3.5以下の年間降雨測定比率	0%
古紙のリサイクル	市役所の協定消耗品における紙類の環境対応製品登載比率	86.0%
ごみの排出量	市民1人当たりのごみ排出量 (集団資源回収、事業系ごみ等は含まない)	610g/人・日
	生ごみ減量・資源化	生ごみ減量・資源化推進事業による資源化量
事業系一般廃棄物の分別、資源化	生ごみ処理機器購入累積奨励基数	13,883
	事業系ごみ (燃やせるごみ) の排出量	53t/日
ごみの資源化	総ごみ量に対するリサイクル率	28.1%
リユースの推進	もったいない市利用者数	6660人
	再生家具頒布申込者数	5144人
リサイクルの推進	集団資源回収量	11,164t
	リサイクルふれあい館エコロ講習会参加者数	4,295人
	市役所の物品購入環境対応製品登載比率	85%
廃棄物の適正処理	総ごみ量に対する焼却処理率	77.8%
	総ごみ量に対する埋立て率	4.7%
環境に配慮した適正な処理体制の確保	東部・西部クリーンセンターにおけるダイオキシン類に係る排出基準達成率	100%
最終処分場の確保	不法投棄物撤去量	15,150kg
産業廃棄物対策	産業廃棄物処理施設等への立ち入りやパトロール回数	29回
緑地の保全と緑の創出	市内における緑地の面積	1809ha
雑木林の保全	雑木林保全管理作業の参加者数	787人
	保存樹木等の指定本数	171本
	農地以外の緑地の面積 (雑木林等)	720ha
農地の保全	農地面積	1749ha
	遊休農地の面積	8.8ha
市街地の緑化推進	開発行為に伴い確保された緑地の割合	13.0%
	花と緑のオアシスづくり事業参加団体数	15団体
緑とのふれあいの場の創出	市民に公開している緑地数	10箇所
	緑化講座・イベント等の参加者数	5,026人
水量の確保	透水性舗装面積	28,700㎡
	雨水浸透柵設置個数	13,764個
河川の美化・清掃の推進	河川・水路の除草面積	50,957㎡
	河川・水路の清掃延長	6,240m
自然環境に配慮した川づくり	自然環境に配慮した河川・水路の整備延長 (ふるさとの川再生事業)	300m
化学肥料や農薬の削減	ふるさとの花の生育箇所数	10箇所
野生生物の生息空間の保全	生物多様性の確保を目的とした緑地保全区域の面積	16.0ha
生物の適切な保護や生息空間の保全	特定外来生物に係る苦情件数	21件
	鳥獣に係る苦情件数	53件

施策	指標	現状値 (H26年度)
大気汚染の防止	大気汚染に係る環境基準達成率(一般環境)	55%
	有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準達成率(一般環境)	100%
	光化学スモッグ注意報の発令回数	11回
	大気に係る苦情相談件数	7件
自動車排出ガス対策の推進	大気汚染に係る環境基準達成率(沿道環境)	83%
	有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準達成率(沿道環境)	100%
工場・事業場等への防止対策の推進	大気規制対象事業所のばい煙に係る排出基準適合率	100%
	特定粉じん(アスベスト)排出等作業実施届出現場における敷地境界濃度 10f/1以下の達成率	100%
水質汚濁の防止	水質汚濁に係る環境管理目標達成率(健康項目)	100%
	水質汚濁に係る環境管理目標達成率(生活環境項目)	92.9%
	地下水の水質汚濁に係る環境基準達成率	98.1%
	水質に係る苦情相談件数	0件
生活排水・下水道整備等の浄化対策の推進	下水道普及率	93.3%
工場・事業場等への排水対策の推進	水質規制対象事業所の排水基準適合率	90.2%
騒音・振動の防止	騒音・振動に係る苦情相談件数	99件
	騒音に係る環境基準達成率(自動車騒音)	91.3%
航空機騒音対策の推進	航空機騒音に係る環境基準達成率	50%
悪臭の防止	悪臭に係る苦情相談件数	88件
土壌汚染防止対策の推進	汚染拡散防止措置等が実施された事業所の割合	86.7%
地盤沈下防止対策の推進	地盤沈下量	0.8mm
化学物質の管理の強化	PRTR法に基づく排出量・移動量の届出率	100%
ダイオキシン対策の推進	ダイオキシン類に係る環境基準達成率	100%
電線類の地中化	電線類の地中化区間延長	4,760m
	屋外広告物の是正率	76.8%
快適な都市環境の創造	歩行喫煙等防止駅前キャンペーン数	28箇所
交通環境の整備	交通事故発生件数	1,422件
	小学校等における交通安全教室の開催率	81.8%
	1日当たりの放置自転車台数	50台
災害対策の充実	雨水浸透井設置箇所数	1,066箇所
	河川・水路の改修・整備延長	54,158m
	総合防災訓練参加者数	19,774人
環境に配慮した施設整備	ノンステップバスの導入車両数	64両
	埼玉県福祉のまちづくり条例の適合率	26.4%
	公共施設への雨水利用設備設置箇所数	23箇所
オープンスペースの整備	市民1人当たりの公園面積	3.97㎡/人
	公園整備面積	136.2ha
文化財の調査と保存	市内における指定文化財の件数	100件
文化財保護意識の啓発	文化財に関わる普及活動件数	36件
	ミヤコタナゴの増殖個体数	約3,030尾
環境情報の発信	環境展示等の来場者数	32,192人
	リサイクルふれあい館エコロ来館者数	32,965人
	市役所の環境関連ホームページへのアクセス件数	1,094,655件
環境教育・環境学習の充実	環境学習出前講座参加により環境のために行動しようと思った人の割合	80.1%
	環境学習関連事業開催数	692回
	こどもエコクラブ登録者数	1,087人
参加と協働の推進	所沢市環境推進員連絡協議会及び各地区環境推進員協議会事業への参加者数	6,525人
	所沢市アダプト・プログラム登録団体数	26団体
パートナーシップの強化	エコ企業ネットとところざわの参加会員数	36事業所
	所沢市環境推進員数	1,130人
	自治会・町内会への加入率	64.2%
	環境美化の日の活動参加者数	49,906人
環境マネジメントシステムの推進	市役所の環境マネジメントシステム内部環境監査員数	72人
広域的な連携の推進	ダイア4市協働事業(エコライフDAY)の参加者数	107,100人

出典：所沢市HP「所沢市の環境(平成29年度版)」(平成29年12月)

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/tokoronews/press/h27/201512/20151225.html>)